

平成22年第4回竜王町議会定例会（第3号）

平成22年12月16日

午後1時00分開議

於 議 場

**1 議 事 日 程（3日目）**

- 日程第 1 議第90号 第五次竜王町総合計画基本構想を定めることについて  
日程第 2 一般質問

## 一 般 質 問

- 1 財政硬直化の打開策について……………蔵口嘉寿男議員
- 2 竜王町にとっての自治会とは……………貴多正幸議員
- 3 町道巡検線および町道西川ため池線の交通安全対策について…大橋弘議員
- 4 一般質問に対する対応について……………菱田三男議員
- 5 インクルーシブ教育について……………山添勝之議員
- 6 幼小中の教室にエアコンの設置を……………岡山富男議員
- 7 TPPに参加した場合の竜王町への影響について……………若井敏子議員
- 8 県立高校の統廃合について……………若井敏子議員
- 9 高齢者の健康と命をまもるために……………若井敏子議員
- 10 農業政策の経営所得安定対策等の具体化について……………小森重剛議員
- 11 教育でまちづくりを……………山田義明議員
- 12 この町の6次産業をどう育てるか……………山田義明議員
- 13 近い将来のための空き家対策について……………圖司重夫議員
- 14 住民と行政のパイプ役、民生委員について……………圖司重夫議員

## 2 会議に出席した議員（12名）

1番	蔵口嘉寿男	2番	貴多正幸
3番	圖司重夫	4番	村田通男
5番	山田義明	6番	山添勝之
7番	菱田三男	8番	若井敏子
9番	岡山富男	10番	小森重剛
11番	大橋弘	12番	寺島健一

## 3 会議に欠席した議員（なし）

## 4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	竹山秀雄	副町長	青木進
教育長	岡谷ふさ子	会計管理者	布施九藏
総務政策主監	川部治夫	住民福祉主監兼 健康推進課長	山添登代一
産業建設主監	小西久次	総務課長	松瀬徳之助
政策推進課長	杼木栄司	生活安全課長	若井政彦
住民税務課長	田中秀樹	福祉課長	吉田淳子
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	井口和人	建設水道課長	村井耕一
教育次長兼 生涯学習課長	赤佐九彦	学務課長	富長宗生

## 5 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	福山忠雄	書記	白井由美子
--------	------	----	-------

開議 午後1時00分

○議長（寺島健一） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、12人であります。よって、定足数に達しておりますので、これより平成22年第4回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより、議事に入ります。

~~~~~○~~~~~

**日程第 1 議第90号 第五次竜王町総合計画基本構想を定めることについて**

○議長（寺島健一） 日程第1 議第90号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） ただいま上程いただきました議第90号、第五次竜王町総合計画基本構想を定めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

本町は、平成13年に現在の第四次竜王町総合計画を策定して以来、「田園文化が薫る交竜の郷」を将来像として、町民皆様と議員各位のご理解の中で鋭意まちづくりを進めてまいりましたが、本年度が目標年次となりますことから、本町の将来の姿を町民の皆様とともに作り上げ、その実現に向けた基本的な姿勢を示すために、第五次竜王町総合計画「基本構想」を取りまとめたところでございます。

策定にあたりましては、町民・議員様の代表、企業・各種団体および学識経験者からなる委員によって構成する「竜王町総合基本計画審議会」を設置し、平成21年7月に第1回委員会を開催して以来、今日まで9回におよぶ委員会を開催し、真剣な審議をいただいております。

また、広く町民皆様方の意見や想いを把握する機会として、平成20年度には、町内全32自治会での「地域創造まちづくり懇談会」を開催するとともに、懇談会の総括と市町合併の節目の整理を行い、まちづくりへの具体的な方向性を示す場として「地域創造まちづくりフォーラム」を開催してまいりました。

平成21年度には町民意識調査を実施し、1,333名の回答をいただきました。そのほかにも、次代のまちの主役である町内全中学生を対象としたアンケート調査や、町内企業との連携をいただく中で社員寮でのアンケート調査を実施するとともに、イベント時におけるPRに努めてきました。

さらに、素案の段階として、本年11月から12月にかけては、全戸配布によ

るパブリック・コメントを実施し、行政だけの構想ではなく、竜王町に関わる皆様が共有できるまちの将来の姿であるとの意識の醸成に努めてまいりました。

こうした町民参画による議論を経て、これからの10年間においては、これまで育まれてきた「緑と文化の町」に表される美しい田園風景や多様な歴史・文化に、交流人口の増加による新たな元気が加わった「交竜の郷」を舞台として、たくさんの方の「ひと」が育ち、まち全体が「みんな」で「煌く」ことをめざして、まちの将来像を「“ひと”育ち みんなで煌く 交竜の郷」として、その実現に取り組んでまいり所存でございます。

このことから人口目標を、少子高齢化・人口減少時代が進む中、1万4,000人とおき、積極的な人口増加策を見出してまいりたいと考えております。つきましては、本基本構想を今後のまちづくりを展開していくための考え方やめざすべき将来像を示すものとして、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、議会でのご審議をいただくものでございます。詳細については、担当課長より説明させていただきますので、よろしくご審議を賜わり、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（寺島健一） 杼木政策推進課長。

○政策推進課長（杼木栄司） ただいま町長より、提案理由についてご説明申し上げたところでございますが、続きまして、基本構想の策定経過および概要についてご説明申し上げます。一部、町長の提案理由と重複する部分がございますが、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

現在の第四次竜王町総合計画は、目標年次を平成22年度として平成13年3月に策定し、これに基づき計画的な事業の推進と進行管理に努めてまいりました。本年度が目標年次（最終年度）となりますことから、来年度（平成23年度）から10年後を目標年次とする、竜王町における新しいまちづくりの総合的な指針として、「第五次竜王町総合計画」を策定いたします。策定するにあたり、まずは本計画にかかるまちの将来像・基本姿勢である「基本構想」を定めるものであり、ご審議いただくものでございます。

はじめに、策定にかかります経過的なことをご説明させていただきます。第五次総合計画「基本構想」は、町民と行政が共有する協働のまちづくりに向けた計画でもあります。これにふさわしい計画となりますよう、策定の過程におきましても、町民皆様のご意見や想いを広く把握し、さらには、計画づくりにも参画がいただけるよう、また、その意識醸成にも努めてまいりました。

その機会として、「総合基本計画審議会」による審議をはじめ、一昨年の平成20年度には、町内全32自治会で開催をしました「地域創造まちづくり懇談会」、それを総括する「地域創造まちづくりフォーラム」を開催し、まちのビジョンとなる新総合計画を町民皆さんとともにつくっていくことを示させていただきました。

昨年度、平成21年度には、「町民意識調査」「中学生アンケート調査」「ふるさと竜王夏まつりでの街頭意識調査」を実施し、町民皆さんの意向把握や計画策定の周知に努めてまいりました。本年度におきましては、審議会での議論を深め計画内容を固めながら、併せて、「事業所社員寮でのアンケート調査」や「基本構想案へのパブリック・コメント」を実施してまいりました。

このような取り組みの中で、行政だけの構想ではなく、「まちの将来像」を竜王町に関わる皆様が共有できるものとして、ともに作り上げられてきたのではないかと感じております。

それでは、議案書（別紙）を、順を追いまして基本構想の概要をご説明申し上げます。別紙の「第五次竜王町総合計画基本構想」の表紙を1枚めくっていただき、目次をお目通しいただきたいと思っております。

本構想は2部構成となっており、第1部は「序論」とさせていただきます、「計画策定にあたって」「竜王町の姿（現状）」「社会潮流」「10年間を振り返って」の4章立てとなっております。

また、第2部では、計画の根幹にあたります「基本構想」を、「まちづくりの考え方」「めざすべき将来の竜王町の姿」「重点プロジェクトの設定」「基本目標」の4章立てといたしております。

それでは、まず、第1部「序論」から概要を申し上げます。

1ページからの第1章の「第五次竜王町総合計画の策定にあたって」では、「計画策定の背景」「計画策定の意義」を示し、2ページには「計画の特徴」を示しております。特に、この計画の特徴を、(1)町民と行政が共有する協働の計画、(2)選択と集中による柔軟で戦略的な計画、(3)成果・実効性を重視した計画、(4)地域性・独自性のある計画、であることを述べております。

また、3ページの「計画の構成と期間」として、本構想の期間を、平成23年度から平成32年度の10年間とすることといたしております。

続きまして、4ページからの第2章「竜王町の姿」では、「竜王町の概要」「竜王町の歴史・沿革」を示させていただきます、5ページからは「これまでのまちづく

りの流れ」として、まちづくりの歴史を時代変化とともに振り返ることができるような年表といたしております。

また、8ページでは「竜王町におけるこれまでの市町合併の議論」として、その沿革とともに、まちづくりに「合併していないメリット」を最大限に生かす必要についても述べております。

続いて、10ページでは「竜王町の地域資源」を押さえております。

11ページからは「竜王町の人口・世帯等の状況」を示させていただいており、人口の推移・世帯数の推移・産業の状況を押さえる中で、本町の特徴として、大手企業の社員寮が位置し、20歳前後の若者がたくさん居住いただいていることを広くご認識いただけるような構成といたしております。

18ページ「第四次計画の施策の検証と今後の方向性」につきましては、今日まで計画に基づいて進めてまいりました各施策について実施状況を検証することから、次期計画へ位置づけの必要性等を検討してまいりました結果を整理して、記載させていただいています。なお、各施策ごとの検証と方向性につきましては、参考資料として整理をいたしております。

続きまして、20ページからは「町民意識の状況」として、ここでは、本基本構想をはじめ、第五次総合計画を策定するにあたって、大変重要な部分であり、町民皆さんの想いを反映すべく、さまざまな取り組みを行いました「町民意識の把握」によって得られた意見等を取りまとめております。

21ページからは、それぞれの調査等で得られた町民皆さんの想いを整理させていただいております。この中では、7割以上が「今後も竜王町に住み続けたい」と回答をいただいておりますが、若い世代においては、定住意向が低くなっております。中学生アンケートでは、「竜王町が好き」との回答が8割を超えています。将来のまちのイメージでは、「自然の豊かさ」「安心・安全」「心の豊かさ」などに多く回答されています。

25ページでは、町民意識調査の回答から、各施策に対する町民皆さんの「関心度」と「満足度」を散布図で表しております。

27ページから、第3章「社会潮流」を示させていただき、続いて30ページには、第四次総合計画の10年間を総括する形で、第4章「これまでの10年間を振り返って」とする中で、大きな変革の時期であったことも踏まえまして、この変化をチャンスに転換するように、町民の力を活かしたまちづくりを進めていくことが大事であると述べさせていただいております。

それでは、「第2部 基本構想」について、概要を申し上げます。

32ページからの第1章で「まちづくりの考え方（基本理念）」を示しております。これまで「緑と文化の町」を根幹的な理念にしながら、第五次計画においては4つの基本理念を掲げており、まちづくりに取り組んでまいります。（1）豊かな自然と歴史を誇れるまちづくり、（2）みんなが安心して暮らせるまちづくり、（3）チャンスを活かすたくましいまちづくり、（4）町民と行政の協働により築くオリジナルのまちづくり、とさせていただきます。

34ページからは、第2章「めざすべき将来の竜王町の姿」として、ここで、本計画の根幹にあたる具体的なまちづくりの指針を示しております。これからのまちづくりの方向を、関わっていただくすべての人々が、同じ目標に向かって共通認識していただける「まちの将来像」のイメージ（合い言葉）を、「ひと育ち みんなで煌めく 交竜の郷」といたしました。

この言葉は、これまで育まれてきた「緑と文化の町」に表される美しい田園風景や多様な歴史・文化に、交流人口の増加による新たな元気が加わった「交竜の郷」を舞台として、たくさんの「ひと」が育ち、まち全体が「みんな」で「煌く」ことをめざしたものです。

第四次計画から継承いたしました「交わる竜」と書きます「交竜」については、広域交流や観光交流の活性化などの町外との交流、住民同士や企業との地域内交流を深めることから互いが高まり合い、まちが発展をしていくイメージをしたものでございます。

そして、施策を展開する重要な要素となります「将来目標人口」に関しては、35ページ以降に示しており、「平成32年度目標人口、1万4,000人」といたしました。

この将来目標人口の設定につきましては、現在の状況が続きますと、10年後には町の人口が約1,000人減少すると推計しており、また、少子高齢化が進むことにより、子どもと働き世代は減少し、65歳以上の人口が増加することで、人口のバランスは現在と比べ、いびつな形となります。

しかしながら、今後、タウンセンターエリアの整備等をはじめ、生活利便性向上や交流人口の増加も予想される中で、しっかりとした住宅施策の実行、まちの魅力の向上、企業などとの連携等によって、定住人口増加のチャンスがあると考えております。

このチャンスの時期に、人口減少を抑制し、特に若い世代の維持・増加をめざ

して、目標人口を1万4,000人に設定したものであり、その達成に努力してまいりたいと考えています。

続いて、38ページからは、まちづくりの基盤となる土地利用方針を定めます「土地利用構想」に関しては、平成19年に策定をいたしました「都市計画マスタープラン」を基礎として、「土地利用計画」、39ページからは「まちづくりの軸」「人口増の受け皿」「まちづくりの拠点」の視点で、その方針を示しております。

特に、人口増の受け皿として、「①新規住宅団地、②既存住宅団地、③集落周辺、④市街化区域周辺」での住宅整備に向けた誘導の考え方を位置づけさせていただきました。住宅地の整備については、法の制約もあり期間を要するものもございますが、地域等と連携する中で、構想の実現に向けて、推進に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、42ページには、この計画における「重点プロジェクトの設定」として、人口増加に向けた考え方を述べさせていただいています。全国的な傾向と同様、竜王町でも人口減少が予測される中、本計画では、しっかりと「人（人口）」に焦点を当て、定住人口の増加はもちろん、交流人口となる町外からの来訪者や、活動人口となる地域で活躍いただける皆さんの増加をめざして、重点的かつ戦略的に取り組んでいきたいと考えております。

43ページには、その重点プロジェクトとして、「5つの重点分野」と「3つの人口戦略」に分類し、その組み合わせた施策を展開していくことを考えております。

5つの重点分野は、ア. まちの魅力を輝かせる「人育ち 夢輝く 郷づくり」、イ. 町民生活の利便性を高める「暮らし 潤う 郷づくり」、ウ. まちの産業を活性化する「活力 煌めく 郷づくり」、エ. 町民も行政も力をつけ、協働のまちづくりを進める「みんなが担う 郷づくり」、オ. それらの舞台となる町の土台をつくる「交竜の郷 舞台づくり」です。

そして、3つの人口戦略を「交流人口」、「定住人口」、「活動人口」として、それぞれの人口にも焦点を当てた戦略の方向性を示させていただきました。組み合わせた重点プロジェクトを進めることで、「訪れたい、暮らしたい、活動したい」まちを実現しながら、将来像の目標に向かっていきたいと考えております。

議案書(別紙)の最後、44ページの「第4章 基本目標」についてでございますが、ここでは、これから審議会の意見もお聴きする中でとりまとめを行って

きます構想を実現するため具体的施策の指針である「基本計画」において、施策の展開を図るための目標の方向性を示させていただきました。

今日までの行政の策定する多くの計画については、それぞれの行政分野を縦割りにした組み立て方が主でありました。しかしながら、町民皆様が身近なものとして捉えていただくために町民視点の計画として、「子ども編」「子育て 働き盛り編」「シニア編」の3つのライフステージと、全世代にかかる「まちの基盤づくり編」「確かな行政力編」と合わせて5編構成とし、それぞれのステージにおいても、従来からの5つの行政分野との組み合わせによって、施策展開の目標の方向性を示していこうとしておりまして、本計画のオリジナルな部分でございます。

以上が、ご提案申しあげました「第五次竜王町総合計画基本構想」の概要でございます。この構想案の取りまとめにあたり、ご審議いただきました「竜王町総合基本計画審議会」からは、別紙参考資料20ページ・21ページのとおり、将来に“夢”や“期待”が持てるまちづくりへの目標となるための構想として、“ひと”育ち みんなで煌く 交竜の郷」を将来像とする本計画案を、確実に実行・実現していくための5点のご意見を付していただき、答申を受けたところでございます。

議会のご承認を賜りましたら、これの実現に向け、議会の皆様、審議会の皆様、多くの町民皆様からいただいたご意見を踏まえまして、各施策の展開を図っていく所存でございます。

以上、基本構想の策定経過および概要についてのご説明とさせていただきます。意を尽くせない説明ではございますが、別添の参考資料を付け加えさせていただいておりますので、格別のご理解を賜わり、ご審議をいただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（寺島健一）** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。1番、蔵口嘉寿男議員。

**○1番（蔵口嘉寿男）** ただいまご提案いただきましたことにつきまして、質問をさせていただきます。

まず、本編の中で「計画策定の意義」というところで、「住民や地域の団体・企業・行政等、地域を構成するすべての主体が竜王町の特性や資源を活かし、協働と役割分担によるまちづくりを進めていくことが大切です。また、これらの主体が将来のまちの姿と、何を、いつまでに、どのような状態にするのかといった明確な目標を共有することが重要となります」というふうにはっきり書かれており

ますが、本日ご提案いただきましたこの中を読ませていただきますと、具体的なことが、目標をどのように達成していくかという文言が見られない部分がたくさんございます。

例えば目標については、推進・充実、そういった言葉が羅列されているような気がいたします。そこらの表現と、もう1つは、10年を振り返ってという中で、財政の問題が全然触れられていない。これまでかかってきた竜王町の財政の問題が、振り返ってという中でみられていない。今、実質公債費比率が20%を超えているという財政の中で、またいろいろな形の中で、町長さんも自ら財政の関係でいろいろな補助金やそういうものをカットしていくので字まで出向かれていますのに、なぜこの基本構想の中でそういうものが触れられていないのかということが非常に残念でありますし、また、そのことが審議会あるいは懇談会の中で審議されていたのかをお尋ねいたします。

○議長（寺島健一） 杼木政策推進課長。

○政策推進課長（杼木栄司） まず1点目の具体的な目標・スケジュール、こういった関係での表記でございます。私ども、基本構想におきましては、その方向性を示させてもらっておりまして、基本計画の中でしっかりと住民の皆さんに分かりやすい目標・時期・数値等を示していきたいということで準備をしております。

それと、第2点目の第4章のこれまでの10年間を振り返ってという議論の中で、表現としては今、蔵口議員の方から申されましたように、特化した形で表現はなされてはおりませんが、審議会の中では第四次総合計画の中で、その成果・評価についてご説明を申し上げまして、そういった中での議論をいただいております。

そういったことから、これからの10年間に向けて、財政計画も含めた中でしっかりと目標立て、住民の皆さんに分かりやすい目標立てというものを提供していくようにという言葉をいただいております、先ほど申しました実施計画の中でそういった形で分かりやすいものを示してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（寺島健一） 1番、蔵口議員。

○1番（蔵口嘉寿男） 再質問させていただきます。

重点プロジェクトの中に、なぜ財政健全のプロジェクトが重要な柱であるのに、なぜ入れられなかったのか。竜王町がこのような状況にあるのに、なぜそのことが触れられていないのか。確かに議論があったというふうな表現でございますが、

本当に深刻な状況の中で皆さんに提示して、そのことが議論されてきたかについては、ちょっと私も疑問を抱くところでございます。

それで、私、先月、各務原市に寄せていただきまして市制要覧を見せていただきましたら、基本目標は、例えば下水道ですと、「今、普及率がこれだけやで、10年後には何パーセントにします」ということまできっちり目標を書かれて、基本計画を定めておられる市があるわけです。どうもこの竜王町が提案されているのは、先ほども言いましたように、「充実」とか「推進」とか、あるいは「強化」「継続」といった言葉でどうも捉えられていて、本当にまちづくりがどのような形で進んでいくのかというのが、目に見えた尺度というのがないわけですので、そこら私は不満に感じておりますので、そこらあたりをどう考えていくのかということ、もう一度お尋ねいたします。

○議長（寺島健一） 杼木政策推進課長。

○政策推進課長（杼木栄司） 蔵口議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

基本構想の最終第4章の「基本目標」の中で、ライフステージ別の編集をというようにも申し上げました。その中で一番最後に、確かな行政力、また「まちの基盤づくり編」・「確かな行政力編」というような2項立てをしております。

「確かな行政力編」の中でしっかりとした行政基盤を支える財政経営、こういったことについて実施計画の中で触れてまいりたいと思っておりますし、また、そういった中でそのような具体的な目標を掲げていきたいと思っております。

竜王町の考え方といたしましては、基本構想については指針を申し上げ、基本計画の中でそういった具体的な数値・目標等を示させていただきたいと思っております。

○議長（寺島健一） 1番、蔵口議員。

○1番（蔵口嘉寿男） 私が申し上げたいのは、最終なんですけれども、本当にこの基本構想を担保にするのは、財政がしっかりしていなければ、そういう目標というのははっきり出せないわけです。だからその辺を不明瞭にされているのかという疑問もあるわけですし、やはり財政があつての政策ですので、その辺の目標がないのに、いくつも項目をあげられても、希望的な構想にしかならないというふうに、強い言い方ですけども、そういうふうに感じますので、そこらあたり、町民さんも感じておられるので、本当にそこらのあたりが審議されてここに提案されたか。また逆に、審議会とか聞いたけども、行政が本当に点検してきたのかということについても、もう一度お答えいただきたいと思っております。

○議長（寺島健一） 杼木政策推進課長。

○政策推進課長（杼木栄司） 審議会の中では、昨年7月から開催をしております、まず、平成21年度の中では現在の竜王町の状況とか、それぞれの課題等を点検をさせてもらうということがほとんどの課題でございましたので、その時に竜王町の現在の状況、財政も含めて説明をさせていただいて、ご審議をいただいております。

それを踏まえた中で、22年度に入りましてから、基本的な構想の具体的な部分を固めさせてもらっておりますので、審議の前半段階でそういった状況説明をさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（寺島健一） ほかに質疑はありませんか。8番、若井敏子議員。

○8番（若井敏子） 第五次竜王町総合計画の基本構想が提案されましたので、このことに関して質問をしたいと思っております。私の質問の主な内容は、住民皆さんの意見をどのように汲み上げた成果となっているのかという点であります。

まず、提案の中で経過が報告されています。この報告を聞いておりますと、平成20年の自治会懇談会も例にあげて、その後いろいろな意識調査ですとかアンケートですとかをやってきたという話となっています。平成20年の懇談会は主に合併の問題で、町長就任後初めてやられたものではなかったのかなと思うのですが、それもこの構想の下準備であったかのような言い方がされている点が非常に疑問に思う点であります。

結局、その後、88人の委員を集めてこの取り組みをしていこうというふうな計画も表明されたのかなと思うのですが、それは途中で頓挫しているのか、人数が減ったのか、その辺よく分からないのですが、88人にはならなかったということについても、どういう経過だったのかをお伺いしたいと思うのです。

それから、同じ関連してですけれども、町長は所信表明の際に、現場重視の姿勢を大切にして住民皆様方の声をしっかり受け止めたいと、町民皆さんと情報の共有を図りたいと、こんなふうにおっしゃいまして、また、ご自身の選挙当時のニュースなんかを読ませてもらっていると、ミリオンセッションということで100万人対話を達成するのだと、皆さんのお膝元に当面100回お伺いするのだというお話も出ておりますけれども、こういう総合計画をつくる時こそ、町長自ら住民の皆さんのところにこの方針を持って行って話をされるのが、こういう当時の姿勢を示すものとなるのではないのかなというふうに思うところです。この辺についてのご意見もお伺いしたいと思います。

この構想は、本日、議員に対しては今までから何度か事前の説明もありましたし、資料もいただいていますけれども、住民の皆さんにこういう構想そのものがやはり提起されなければならないのではないのかなというふうに思うのです。町長のこういう考え方や、担当でいろいろご苦労いただいていることについては、やはり、例えばインターネット、これは確認していないので分からないのですが、インターネットでもこの情報が全部住民の皆さんに知らされているのかと。パブリック・コメントを求められました際には、概要の薄っぺらいものが配られたのかなと思うのですけれども、こういうものが議会に出される前に住民にも開示される。あるいは、今日は傍聴の方もおいでいただいておりますが、担当課が説明していても、傍聴の方は何にも資料がなくて分からない状態なわけですから、せっかく傍聴に来ていらっしゃる、こういう方にはこういうものが提案されるのだということを、せめて、議会まで来ていただいているわけですから、資料として提供されるのも必要があるのではないのかなと思いますので、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（寺島健一） 杼木政策推進課長。

○政策推進課長（杼木栄司） 若井議員の、住民皆さんからの情報把握とか皆さんへの情報提供、こういった観点についてのご質問について、お答えをさせていただきます。

まず、第1点目の平成20年度に実施をいたしております地域創造まちづくり懇談会、これにつきましては20年10月から21年1月にかけて、町長が地域の方に回られております。こういった中で、当然その当時の重要な課題として合併問題等についてお話を聞かれておりますが、それも含めまして地域全体の大きな課題をいろいろたくさん聞いていただいております。そういったものを私どもとしては整理整頓をさせてもらいながら、それ以後の行政運営ならびに、またこれからの10年間の新しい総合計画の中で活かしてこようというような形で取り組ませていただいておりますので、この総合計画の中の町民意識の中にしっかりと馴染ませていただいていると考えております。

また、2つ目に、住民周知の方法の中で今現在、チャレンジ88というような形で、住民の自主的な活動を誘発するような活動を今現在、協働のまちづくりに向けて展開をしております。当初、こういった88人の方々にいろいろと総合計画の委員等についてお聞きをしていきたいというようなことも考えておりましたが、現在のところ、そういった形で簡単には触れてはおりますが、しっかりと

そこでご意見を聞き取り、協働のまちづくりに向かっての実行をしていただいているというような状況でございます。

また、そういった中でパブリック・コメントというような形で、今回改めて、当初の予定に拡大をしながらパブリック・コメントという形で住民周知をさせてもらったところがございます。新聞折り込みを含めまして、広報の全戸配布と同様の形でお知らせをさせていただいて、ご意見を賜わっているということでございます。

現在、30数件ぐらいのご意見を賜わっておりますが、そういった形で住民意識についての把握にも努めさせてもらったと考えております。

また、基本構想に固めるにあたりまして、住民皆さんへの情報発信、こういったことでございます。いろいろな方法がございますし、また、きめ細かないろいろな方法がございますが、私どもとして進めさせてもらった案件につきましては、やはり広報の中でシリーズで何回か、その中でポイント、ポイントを押さえた広報発信をさせてもらったり、また、パブリック・コメントにつきましてもホームページの方で掲載をさせてもらっております。

加えまして、やはり今回の町民意識調査の中では、町民意識調査のアンケート回収、中学生のアンケート調査、さまざまな周知・PRにつきましてはそれなりに展開をさせていただいたと考えております。

ご質問に対しての答えとさせていただきます。以上でございます。

**○議長（寺島健一）** 竹山町長。

**○町長（竹山秀雄）** 若井議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

私は、就任当初から「できる限り住民の皆さんのお声を聞いて」と申し上げております。現在もその気持ちに変わりはありません。ただ、集落へ足を運ぶ回数が少ないのと違うかというご指摘でございますけど、なかなか、言い訳になるかも知れません。物理的な要素の面もございます。しかし、時間がございましたら、あちこちへできる限り足を運ばせていただくようにはいたしております。消防団・青年団・老人会、あるいは各種団体ほかの皆様へは、できる限り出席をさせていただくようにいたしております。

商工会の皆さんから、今一番大変な時だということでお話を聞きますと、やはり足を運ばせていただくのが先かなという具合にも思うことが何度かございます。

先日、中学校でチャレンジウィークの経験を、全生徒諸君が発表するというこ

とをお聞きしました。私、どなたから言われたわけではないですけども、休みの日でしたので寄せていただきました。全生徒諸君の発表を聞きまして、これは今度の計画に活かせるのではないかなということも感じまして、それを職員に伝えたところでもあります。

そういったことで、これからも努めて皆さんのもとへお伺いし、そして、間に合うならば今度の計画に活かしてまいりたい。同時に、計画は途中で修正することだって、私はいいことではないかなという具合にも思います。今つくったから、それですべてということではなくて、その計画が実行・実践され、そして必要な時にまた修正も加えられて、充実された竜王町の将来に向かう内容になる、こういうことが大事ではないかなという具合に考えておりますので、1万2,000人の皆様のもとへ100回行けばという思いでおりますのは、今も変わらないこととお伝え申し上げまして、回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 8番、若井議員。

**○8番（若井敏子）** 今提案してもらって、議会で議論しろと言われて、修正の話が出てきたら、どういう議論をするのですか。修正されるかも知れないということ的前提に議会は議論するのですか。それはいいですよ。その辺は、今日の今の時点でそれを言われてしまったら、議会では議論のしようがないですから、その辺はきちんと、そのお考えの中身をもう少し詳しくお話してください。

前、予算書を全戸に配ったらどうかという話をした時に、かなり詳しい予算書をつくってもらって、議員にはもらったんですけども、議員にしか町が知らせないというやり方は、やはり住民参加にはなかなかならないし、情報開示にはならないと思うのです。薄っぺらいものよりも、やはり今日議員がもらっているような、この程度のもは住民に配って初めて情報開示と言えるのだと思うのですよ。今日そのことが議会でも議論されるようになったら、みんなそれを持って傍聴に来ると。それなら分からないことはないと思うのです。

どこまで情報開示するのか、どういう方法で情報開示するのかというのは、非常に難しい問題ですし、もちろん予算も絡んできますから、なかなか大変かも知れないのですけれども、町長がこういう方向で、そういう思いでいると言われる以上、担当はやはりその思いをどう実現するかで、やはりもっと努力してもらいたいところだなと思うのです。2点お願いします。

**○議長（寺島健一）** 杼木政策推進課長。

**○政策推進課長（杼木栄司）** 若井議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

す。

情報の開示・公開といったことにつきましては、協働のまちづくりを進めるうえで大変重要な要素であると思います。議員もおっしゃられましたように、経費のこともございます。また、手法もございます。これはこの第五次の総合計画に加えまして、まちづくり全般につきましても言えることでございます。そういったことは念頭に置きながら、行政運営の中での工夫をしていくということは考えておりますし、私の課としましては広報、情報担当課でございますので、そういったことも含めまして全庁的に前向きな考え方を工夫をさせてもらいたいと思います。以上でございます。

○議長（寺島健一） 川部総務政策主監。

○総務政策主監（川部治夫） ただいまの若井敏子議員さんからのご質問の中で、町長が今お答えさせていただきました発言の中で、「修正」という言葉が出たと思います。これにつきましては、今回提案をさせていただいております総合計画につきましては、骨子さらには基本計画・実施計画ということで、基本構想は10年間の構想、さらにはそれに基づく基本計画を5年ごとに、前期5年・後期5年ということを決めさせてもらい、なおかつそれに基づきます具体的な実施計画を3年ごとにローリングという形を取らせていただくことにしております。

そうした中で、いわゆる基本計画の5年の中での見直しなり、さらには実施計画、そういう意味での「見直し」ということで町長が発言された。「修正」というのはそういう見直しも含めてということで、意図的にそういう発言であったということで、私の方からお答えさせていただきます。以上でございます。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 先ほど「修正」という言葉を使わせていただきましたですけども、皆さんの意見を聞くにやぶさかでない、こういう意味でご理解をいただきたいと存じます。

○議長（寺島健一） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。討論は省略して、本案は、総務産業建設常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ご異議なしと認めます。よって日程第1 議第90号は、総務

産業建設常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~○~~~~~

## 日程第 2 一般質問

○議長（寺島健一） 日程第2 一般質問を行います。

質問および答弁は、簡単明瞭に要旨のみ願います。発言通告書が先に提出されておりますので、それに従い質問願います。

それでは、1番、蔵口嘉寿男議員。

○1番（蔵口嘉寿男） 私は、今12月定例会において、財政硬直化の打開策について質問をいたします。

平成22年度当初予算を議会に上程されることに伴い、町執行部は財政健全化プランを進めるために人件費、町民対象の各種補助金のカットおよび各種委員手当の削減、さらには施設整備事業の繰り延べなどを行うとの説明を全員協議会でされました。議員からは町民皆さんへの財政健全化に向けた理解が必要との意見もあり、また、町民皆さんからもその後の経過について説明が不十分との声が聞かれます。

昨年度に比べ、法人町民税を含む税収が大きく落ち込むとされていましたが、現時点での税収予測などをどのように捉えられているのか、税目ごとにお示しいただきたいと存じます。

次に、財政規模に占める実質公債費比率が20%を超え、財政の硬直化が一段と厳しく推移していく状況を懸念しておりますが、実質公債費比率を18%以内に抑える手立てを緊急に講じないことには、将来に禍根を残すことになりかねないと思います。財政硬直化を打開するための方策と見通しについての所見をお伺いします。

○議長（寺島健一） 松瀬総務課長。

○総務課長（松瀬徳之助） 蔵口嘉寿男議員の「財政硬直化の打開策について」のご質問にお答えをいたします。

議員ご高承のとおり、一昨年来の厳しい経済情勢の中であって、本町においても一部企業の平成21年度法人税収入額が大幅に減収したことや地方税法の改正見込みにより、平成22年度における法人税等をはじめとした町税収入が平成21年度に引き続き大幅に落ち込む試算となりました。このことに端を發しまして、昨年度より歳入の増加および歳出の削減といった財政健全化に向けた取り組

みを鋭意進めているところでございます。

また、これを契機として、このような急激な法人税等の減収により左右されることのない、将来にわたって持続可能な安定した住民サービスが提供できる行財政運営の実現に向けて必要となる仕組みを構築するため、庁内において各事業の実施に係る妥当性等について検討を重ね、過去からの前例にとらわれない平成22年度の予算編成を行い、本町議会に上程し、お認めをいただいたところであります。

この財政健全化に向けた取り組みにつきましては、平成21年度の終盤ではございましたが、その内容について議会全員協議会さらには住民説明会を開催させていただくとともに、町広報でもその旨掲載させていただき、町民皆様のご理解を求めてきたところであります。

これまでの経過説明が不十分であるとお声を住民さんからお聞かせいただいておりますことにつきましては、町といたしましても真摯に受け止めさせていただき、今後より一層皆様方のご理解をいただくための住民説明について努力してまいりたいと考えております。

なお、財政健全化に向けた取り組みの中において平成23年度当初予算の編成に向けて検討するとしていた各事業のうち、特に住民皆様方の暮らしに直接的に関わる事業につきましては、現在、町行財政改革推進委員会にお諮りし、慎重にご審議をいただいているところですので、答申をいただいた後に改めて議員皆様へご報告させていただきます。

さて、議員ご質問の1点目、各税目ごとの現時点での今年度税収見込みについて、お答えをいたします。

まず、個人町民税につきましては、予算額6億9,900万円に対しまして6億2,800万円の決算額を見込んでおります。

続きまして、法人町民税につきましては予算額2億101万円に対しまして4億7,300万円の決算額を、固定資産税につきましては予算額17億7,420万円に対しまして18億1,200万円の決算額を、軽自動車税につきましては予算額3,105万円に対しまして3,500万円の決算額をそれぞれ見込んでおります。

続きまして町たばこ税でございますが、予算額1億円に対しまして3億5,200万円の決算額を見込んでおり、総額で申し上げますと、28億526万円の予算額に対しまして33億円の決算額見込みとなり、差し引き4億9,474万

円の予算超過になると見込んでいます。

この予算超過の主な要因といたしましては、平成21年度決算の確定申告およびこれに伴う平成22年度予定申告によるものでありますが、一部の法人において早期に業績が回復したことによる法人町民税の増加、町たばこ税について、当初予算編成時の歳入見通しに比して予想以上の取り引き申告があったことによる増収等があげられます。

続きまして、20%を超えております実質公債費比率の改善に向けた方策および財政硬直化を打開するための方策と、これにかかる見通しについてお答えをいたします。

昨年度、平成20年度決算に基づく実質公債費比率の算定の結果、これが18%を超えたことにより、町債を発行する際の事務手続きにおいて協議団体から許可団体となり、公債費負担適正化計画を策定いたしました。

実質公債費比率とは、平たく申し上げますと、標準財政規模すなわち前年度において歳入した税収入等に占める公債費、いわゆる一般会計での元利償還金およびこれに準ずる歳出となる債務負担行為に基づく支出もしくは特別会計等への繰出金等のうち公債費として見なされる額の合計額が、本町の歳入に占める割合について3ヶ年分の値の平均値を用いるものであります。

この実質公債費比率については、計画的かつ早期に改善させなければならないものであり、方策としては、その算定式において分子となるもののうち大半を占める公債費の圧縮が最も効果的であると考えており、具体的には繰上償還の実施と町債発行額の抑制が考えられます。したがって、平成21年度において、本町公債費負担適正化計画に基づいて元金ベースで2億1,840万円余りの繰上償還を行い、本定例会の補正予算で元金ベース1億3,700万円余りの繰上償還に伴う予算措置について提案させていただいており、早急に実質公債費比率18%以下となるよう財源確保に努め、引き続き繰上償還を実施していきたいと考えております。

また、財政の硬直化を回避するための打開策および今後の見通しについてでございますが、現在、国内外におきましては、経済・政治とも非常に混沌としており、その先行きの見極めにあたっては相当程度難しい状況が続いております。本町の財政面におきましては、歳入面について、今後数年間に新たな住宅団地・工業団地等の分譲が計画されており、あわせて町内企業の業績も一定持ち直しつつあることから、今後も今年度並みの税収が見込めるのではないかと考えておりま

す。

一方、歳出面では、各町有施設の老朽化が著しく、これらの建物の維持修繕費用として相当額の財政需要があること、また、新たな住宅団地の分譲にかかるインフラ整備も発生するものと考えております。

なお、補正いたしました繰上償還等により、年度ごとに予算計上いたしております公債費は確実に減少させており、負担の軽減は図られております。本町におきましては、今後、町税等収入の増減に合わせて予算を編成するのではなく、身の丈に合った規模での予算編成に努めるとともに、これとあわせて、住民の担うべき役割、行政の担うべき役割、また住民と行政の双方が協働して行うべき事項等について検討し、住民皆様方のご理解を得るよう努力してまいりたいと考えております。

以上をもちまして、蔵口議員さんのご質問に対する回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 1番、蔵口議員。

**○1番（蔵口嘉寿男）** 私たちは、財政破綻いたしました北海道の夕張市を反面教師にしなければならない面があるかなと思うわけでございます。

今現在、デフレ基調の今、繰上償還を含めまして公債費比率を下げるには、今がチャンスだと思っているわけです。政府が法人税を5%に引き下げるという方策を打ち出しております、今後、これが町の税収減が予測されるところでございます。

また、公債費比率は景気がよくなれば改善するというものではございません。近い将来、必ずインフレになることは確かと言われております。インフレになった途端に長期金利は6%に、本格的なインフレになると長期金利は8%、悪性インフレになると10%になると、銀行筋は見ております。このような状況が迫ろうとしております以前に、早期に財政の健全化を図らなければならないと思えます。繰越財源を多く持つのも必要かも分かりませんが、できるだけ繰上償還を早期にやって、できるだけ後年度に負担を残さない政策が必要かと思えますが、町長の所見をお伺いいたします。

なお、先ほど財政健全化を打開するための方策と見通しについて説明があったところでございますが、18%を下げていくのに23・24・25・26年度か分かりませんが、年次別にどのようなパーセントで臨まれていくのか、具体的に数値をお示しいただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

**○議長（寺島健一）** 竹山町長。

**○町長（竹山秀雄）** 蔵口議員さんのご質問にお答えをいたします。非常に前向きな、力強いご意見をいただきまして、ありがとうございます。具体的な数字というのでしょうか、計画になるわけでございますけれども、これはさらに詰めましてまたしっかりとしたものをお示しいたしたいという具合に思います。

これで確か3回皆様の前で申し上げることになるかと思っておりますけれども、私が就任させていただきましてその当初でございました。日野町の町長さんが、「18%を割ることができました」と、この時の町長さんのその一言が本当に私、印象的でございます。今、竜王町は20%を超えているということでございます。議員さんからご意見いただきましたように、やはりこれからの経済の動き、あるいはその動向をしっかりと見定めることが大切でございますし、今のところでは課長がお答え申し上げましたように、なかなか先行き読めないという実態でございます。数字的には、今、若干のということでございますけれども、この先の推移がどうなるかというのは、やはり楽観視できないということでもございます。したがって、いつも申し上げておりますとおり、身の丈39億～40億円ぐらいが標準的な財政規模ではないかという具合に私、認識をいたしておるところでございます。そして、今まで取り組んでまいりました行財政改革をさらに、皆さんと一緒に力を合わせて進めてまいりたいという思いでございます。

そして、22年度決算におきまして少しでも、余裕という言葉が当てはまるかどうか知りませんが、出ましたら、繰上償還の方に回してまいりたい。そして、1日も早く18%を切るようにというのが、私の今の一番の思いでございますので、これからも議員の皆様にはご指導と、またご協力をお願い申し上げたいという具合に存じます。

私も先頭に立ちまして、財政を健全化へということで取り組ませていただきます。そして、数字もしっかりと見てまいりたいという具合に考えております。以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 松瀬総務課長。

**○総務課長（松瀬徳之助）** 蔵口嘉寿男議員の再質問にお答えをいたします。

実質公債費比率の削減の年度ごとの数値的な見込みというようなご質問でございます。平成20年度決算に基づきます実質公債費比率が18%を超えたということから、平成21年度に公債費負担適正化計画を策定いたしております。これは当然、県の審査・承認をいただいておりますけれども、この時に、目標といたしまして7年間で実質公債費比率17%以下をめざすことを目標とする

というふうな計画でございます。この段階では、平成23年度決算に基づく平成24年度の数値でございますけれども、この時点で18%を切れるのではないかとというふうな見込みを立てておりました。

そして、平成21年度決算に基づく平成22年度、今年度の実質公債費比率が20.1%ということで、さらに前年を上昇したわけですが、これによりまして、平成22年度におきましてもこの計画の見直しを行っております。これによりまして、平成21年度決算におきましては2億1,840万2,000円の繰上償還を実施いたしました。そしてまた、今回の補正予算では1億3,702万円の繰上償還の補正予算措置をお願いいたしております。こういったものを含めましてでございますが、平成26年度いわゆる平成25年度決算におきまして18%を切るというふうな計画でございます。

各年度の3ヵ年間の実質公債費比率の見込みを参考までに申し上げますと、21年度いわゆる20年度決算、これからは各年度で申し上げていきます。21年度につきましては、これはもう18.4%で確定をいたしております。そして22年度、本年度でございますが、20.1%、これも確定をいたしております。そして23年度19.6%、24年度19.2%、25年度18%、そして26年度が16.7%、27年度が16.6%、28年度が16.7%と、このような見込みを立てておりまして、先ほど回答の中でも申し上げましたように、財政に余裕が出てまいりました場合には分子を減らすというようなことから、繰上償還を随時実施してまいりたいと、このように考えております。

以上をもちまして、蔵口議員さんの再質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 1番、蔵口議員。

○1番（蔵口嘉寿男） 最終的に、26年度で16.7%までいけるということですが、この算定にあたっての新たな起債の発生も見込んでこの数字を出されたのか。その辺をお尋ねいたしたいと思います。

それとあわせて、先ほど申されましたように、景気がよくなったら一時的には財政はよくなりますけれども、やはり今の超デフレでございますので、税収はなかなか確保しにくいと思うのです。そこらあたりもやはり十分検討されて、そういう計画がされているのかということもお聞きしたいと思います。よろしく願いします。

○議長（寺島健一） 松瀬総務課長。

○総務課長（松瀬徳之助） 蔵口議員さんの再々質問にお答えいたします。

先ほど申しあげました公債費の負担適正化計画でございます。この算定にあたりましては、第四次総合計画の中におきまして、事業実施が見込まれておるものにつきましての起債額というのは計算の中に算入いたしております。そういう中で、今現在の計画の中での適正化計画であるということでございます。

それと、町長も申しあげましたように、この公債費負担適正化計画でございますが、何回も18%を超えると起債について「協議制」から「許可制」というふうなことで、県なりの厳しい審査を受けて起債発行が許可されるというようなことでございます。

竜王町、今後まだ給食センターの関係とかいろいろな施設の整備と言いますか、修繕、こういったものに費用がかかってくるわけですが、そういった中には起債が充当できる事業もございます。こういった時に、公債費の負担比率等が高いと起債の発行に制約があるというふうなこともございますので、できるだけそういったことにならないように、この数値を下げていきたいというのが思いでございます。そして、そういった中で、この数値を算定しますのに、分子は公債費等の額でございますが、分母となるのが標準財政規模というのがございます。これは竜王町の一般的な税を含めまして国の剰余金とか交付金、こういったいわゆる一般財源のベースでございますが、これが従来ですと44億円とか、そういうふうに非常に大きかったわけでございますが、この計画におきましては、先ほどから町長の回答の中にも出ておりますように、約39億円というふうな一般財源の収入が見込めるであろうという想定のもとに計画をしております。

ですから、平成21年度の標準財政規模に比べますと5億円ほど減少した中で標準財政規模ということで、そういった面も考慮しながら計画を弾かさせていただいているということでございますので、よろしくご理解をお願いいたします。

以上、蔵口議員さんの再々質問に対する回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** この際申し上げます。ここで午後2時25分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時12分

再開 午後2時25分

**○議長（寺島健一）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、貴多正幸議員。

**○2番（貴多正幸）** 平成22年第4回定例会一般質問として、「竜王町にとっての自治会とは」についてご質問いたします。

現在、竜王町には32の自治会があり、それぞれが地域性を出して自治会活動に取り組みおられることと思います。町としても政策推進課において地域コミュニティ調査事業を実施され、現在、各自治会を「自治会の健康診断」と称して職員等が自治会のよいところ、また課題等について聞き取りに回っておられます。そこで、町として自治会の必要性ならびに重要性について、どのように考えておられるのか、お伺いします。

また、他市町から転入されて来た方に対して、自治会加入や自治会活動について聞かれた時などは、どのような対応をされているのかについてもお伺いいたします。

○議長（寺島健一） 杼木政策推進課長。

○政策推進課長（杼木栄司） 貴多議員の「竜王町にとっての自治会とは」について、ご質問にお答えいたします。

議員ご高承のとおり、自治会の健康診断は、自治会連絡協議会で内容等ご検討をいただき、町と自治会連絡協議会とが協働して実施しているものでございます。9月に実施しましたアンケート調査票に基づき、自治会の基本事項・活動内容や課題、また自治会の将来展望について、各自治会を回らせていただき、この12月末までに32の自治会のヒアリングを終了する予定をいたしております。

この自治会の健康診断では、少子化や高齢化による自治会の担い手不足により、自治会活動に支障が生じていないかなどの課題を出していただいております。その中で、まずは、地域の現状を地域住民のみなさんがしっかりと認識していただくことが大切であると考えております。

また、この診断では、地域住民の方々がよりよく生活でき、快適で安心して生活ができるために工夫をされて取り組まれているような活動を、報告書としてとりまとめて他の自治会活動へ情報提供し、これからの自治会活動に活かしていただきたいと考えております。

このような中で、1点目の「自治会の必要性ならびに重要性について」のご質問であります。地域の中ではさまざまな価値観を持った方々が、それぞれのライフスタイルで日々の生活を送っていただいております。ただ、個人を大切にするあまりに自分勝手な生活をしてよいわけではございません。各々が互いに認め、尊重し合い、気持ちよく生活できることは、誰もが望むところであり。また、お互いに助け合ったり、協力したり、思い合い、譲り合ったりすることも肝要であります。

さらには、快適で安心して生活できる地域をつくるためには、日ごろから住民同士のつながりや関係性を持つことも重要となります。日常生活において「自助・共助・公助」といった役割分担の概念がありますが、竜王町においては、その共助（共に助け合う）については、大半を自治会の組織やその活動により担っていただいております。

私たちが生活している各地域のつながりが希薄化してきている中、少子高齢化・人口減少などを要因としたさまざまな課題により、従来からの集落共同体としての機能維持が難しくなっているのが実情でございますが、町としてはこのようなことから、自治会は、毎日の生活において住民の皆様方が安心して暮らしていただくために必要不可欠な組織であると認識をいたしております。

自治会の活動から申し上げますと、防災や防犯等の「地域自主防災」の取り組みが重要なものであると言えます。阪神・淡路大震災では、日ごろの近所付き合いが自治会の力となり、災害時の救助活動等において、被災された方々にとって一番身近で心強い組織として非常に重要な役割を担っていただいたことは、まだ記憶に新しいところでございます。

竜王町の自治会におきましても、消防防災の活動に加え、防犯や交通安全に関する活動として、スクールガードや防犯パトロール、交通安全啓発活動などを、また、少子高齢化・人口減少への対応として、地域福祉・社会教育、さらに環境衛生に関する活動など活発に展開が図られ、各々の自治会の力を発揮していただいております。

このようなことから、「自治会の必要性と重要性」を認識しており、今、いちばん大切なことは、住民皆さんが、地域のつながり(絆)、地域コミュニティを今一度ご認識いただくことであり、行政としても、そのきっかけづくりに努力傾注しているところでございます。

続きまして、2点目の「他市町から転入されて来た方に対して、自治会加入や自治会活動について聞かれたときの対応」についてのご質問ですが、届け出の住民税務課窓口においては、転入手続き時に自治会の加入や活動について、問い合わせがほとんどないと聞いております。

なお、問い合わせがありました折には、各々の地域における自治会の活動が地域住民の相互理解と融和を図る礎となっていることを踏まえ、住民同士が自ら協力し、住む人たちみんなで住みよい地域をつくり出しておられるという、自治会の必要性と重要性を説明させていただきたいと考えております。

先ほど申し上げましたとおり、竜王町における自治会運営の形態はさまざまであり、多様な課題も抱えておられる現状でございますが、今一度、竜王町らしい自治会の形成と継続的な自治会・集落づくりを図るために、自治会運営にご苦勞いただいている皆さんをはじめとして、広く住民皆さんとも相談を申し上げながら、魅力ある地域や若者定住の取り組みにつながるまちづくりを展開してまいりたいと考えています。議員各位のご助言やご協力もお願い申し上げまして、貴多議員へのお答えとさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 2番、貴多議員。

**○2番（貴多正幸）** 今、非常に、自治会の活動については町として重要視されているというふうな感じで受け取らせていただいたわけですが、なぜこのような質問をしたのかといいますと、やはり町から自治会に頼まれるということは非常に多いことだと思うのです。その中で、自治会長・区長さんとしてある程度の情報は得ておかないと、なかなか自治会運営が難しいというようなことを、先日、会長の方から聞いたわけですが、ここに「竜王町事務嘱託員設置規程」というものを持ってきております。

ここには、第1条として「町政の円滑なる運営と住民の福祉を増進せしめるため、この規程の定めるところにより、別表に掲げる区域ごとに事務嘱託員（このものを区長と称え、以下この規程で区長という。）を設置する。」と書かれております。

また、第3条には「区長は、町の一般行政事務につき町長およびその他の執行機関に協力し、担当区域における事務を処理する。」ということで、非常に町の仕事をするのが多いのかなというふうにも考えられるところなのです。

例をあげますと、3年ほど前は「敬老のつどい」というのを町が主催でやっておられました。今現段階では、各自治会でやってくださいというような形になっていると思うのですけれども、町がやっている時だったら、例えば65歳以上は何人おられるとか、そういう数字は全部出てくるわけですね。しかしながら、自治会において65歳以上、この方が65歳以上かというのは、前から住んでおられたらだいたい分かるかも分からないのですけれども、例えば転入されてきた方がいくつなのかとか、そういうことは分からないと思うのですよ。しかしながら、自治会に加入していただいているのだったら、すべての65歳以上の方を招待すべきであるし、逆に「私は65歳なのに呼んでもらえなかったわ」というふうになると、非常にその方は自治会に対して不信感を抱くことになると思

うのです。

そういったことをなくすためにも、ある程度の情報は開示していただかないと、非常に自治会運営が難しいというふうに考えるわけです。ですから、すべての個人情報を開示してほしいというわけじゃなく、ある一定のガイドラインか何かをつくっていただいて、この辺までだったら言える、でもそれ以上はちょっと無理というような、具体的な案を町の方でつくっていただいて、区長さんが、例えばこういうことを教えてほしいのだと聞きに来られたら、やはりそこは適正に対応していただきたいなと思うのです。

竜王町の事務嘱託員というふうな設置規程もあるわけですから、逆に区長さんにその情報を教えて、区長さんがペラペラとよそでしゃべられたら、それはもちろん個人情報の保護に関しては非常にまずいことになると思うのですが、区長さんが一筆書くというのもおかしいかも分からないですけども、「この情報はこの事業にしか使わない」みたいな、そういう一定の取り決めを決めていただいて、その中でだったら情報を開示してもらってもいいのと違うのかなというふうに私は考えるのですが、その辺についてご所見を伺います。

**○議長（寺島健一）** 杼木政策推進課長。

**○政策推進課長（杼木栄司）** 貴多議員の再質問に関しまして、私、自治会の連絡協議会の担当課の政策推進課として一定お答えをさせてもらっておきたいと思えます。

事務嘱託員規程に申し上げております設置規程に係ります「区長」という考え方につきましては、その地域に行政情報をしっかり伝えるとか、行政情報を提供する行政の補完的な機能があるかなと思います。一方、自治会というのはやはり任意で自治、それぞれが共同体で形成をするものでございますので、いわゆる自治会というのは1つの別途団体というようなことになるかなと思います。

こういったことで、行政事務を円滑に推進するために区長さんという立場でどういう関係を持っていくかということは、一方で、自治会長という両面の立場がありますので、自治会を預かる立場としては地域の健康診断の中でいただいているご意見を聞きながら、担当部局と円滑な情報交換を進めてまいりたいと思えます。

なお一方、個人情報という概念になりますが、これまた情報公開の担当を持っておりまして、個人さんの情報については、基本的に個人情報保護条例に基づきまして開示請求ができるのは、本人に限定をされていると。特に本人以外の場合

で利用目的がいろいろある場合は除外規定はございますが、基本的には個人さんに関わってくる情報ということでございますので、区長さんに提供するというのは、今の条例の趣旨から大変難しいかなと思います。

また、一方、貴多議員のご質問の中では住民の異動情報ということかなと思います。こういったことにつきましては、住民窓口の方が住民基本台帳の管理の中で進められておりますので、私の方としては、個人情報の見解としてはそういうようなことでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（寺島健一） 田中住民税務課長。

○住民税務課長（田中秀樹） 続きまして、住民基本台帳を管理しております住民税務課からお答えいたします。

今、自治会として特に転入された方が何歳とか、どういうことか分からないと。その中で今日までも特に団地を抱えておられる自治会におきましては、敬老会とか防災訓練を行うにあたって、住民が把握できていないということで情報を開示してほしいという声も聞いておりました。

そこで、公共団体等が行います地域住民の福祉の向上に寄与する活動、敬老会とか防災訓練があります。その中で公益性が高いと認められる場合は、氏名・生年月日・性別・住所の4種類については閲覧という形で、できるようにしたいと思ひています。これらの閲覧方法につきましては、新年度の初区長会において周知をしていきたいと思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。以上、回答といたします。

○議長（寺島健一） 2番、貴多議員。

○2番（貴多正幸） 今のお答えですと、新年度から閲覧をさせていただくことができるというふうなことですよね。そういうことでしたら、新年度からの自治会活動については、非常にやりやすくなることもあるのかなというふうには考えられるわけですがけれども、先ほど一番最初にお答えいただきました、自治会には共助を担ってもらっていると。自治会は安心して暮らすために必要不可欠であるというふうに町として思ひていただいているわけですので、やはりそういった情報を、またいろいろな意味で町として情報を提供できるという範囲をもっと広げていただきたいなと思ひます。なんせ、いろいろな活動をしてくださいと、「してくれ」みたいな感じで頼まれているわけですので、特に先ほども田中課長が申されましたけど、防災訓練等においても、どこに一人暮らしの方がおられるかというのとかは、自治会としても把握する必要があると思ひますけれども、住基上

は一人暮らしであったとしても、実は家族と一緒に住んでおられるとか、逆もありますよね。住基上は家族と住んでいるけれども、実際一人暮らしであるというようなことは、やはり町に聞いたところで、住基上からしか情報は得られないので、結局は自治会の方で点検というか、見回ってどういった方がおられるのかというのを把握しないといけないと思うのですけれども、これ1つとっても非常に難しい問題ではあると思うのです。

しかしながら、必要であるという自治会、先ほどおっしゃった答えの中では、自治会協議会の中の自治会というのと、個々に運営する自治会とは違うみたいな感じのようなニュアンスを私は受けたのですけれども、ものを頼む時はそういった自治会であって、自治会が自ら活動するのはまた違うのですよみたいな感じだったら、何か非常に心寂しいなというふうに私は思うのですけど、そういったある一定の線引きは必要なのかも分かりませんが、町長として本当に自治会をどのように考えておられるのか。そしてまた、今後いろいろなことが出てくると思うのです。人間関係が難しくなったり、少子高齢化で今まで自治会として大切に残されてきた伝統文化がやりづらくなっていくというのも、本当に自治会というのは今後について非常に運営が難しくなってくるように思いますので、その辺、町長としてどのように自治会活動についてお考えを持っておられるのか、最後に聞きたいと思います。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 貴多議員さんのご質問でございますけど、個人情報につきましては、先日、民生委員さん児童委員さんの代表の方が来られまして、この話が出ました。私たちにとりましても、活動がやりにくい場面もあるのですということでした。さりとて、フリーにというわけにもいかない面がございます。

そこで私、お答えさせていただいたのですけど、個人情報等の開示につきましては、これからお互いにもっともっと勉強していこうではありませんかということをお伝えいたしましたら、もうその言葉に尽きますねということをお返事いただきましたので、議員さんから今お話のありました内容をもっともっとこれから精査いたしてまいりたいという具合に思います。

それから自治会ですけど、やはり人は1人で生活していけないということでございます。支え合って、そしてまた励まし合って、助け合ってということでございますので、そこにやはり人間社会の基本があるわけでございまして、その1つの単位が自治会ではなかろうかという具合に思います。その必要性また重要性は

もう言うまでもないことという具合に認識をいたしております。

阪神・淡路大震災の時に、淡路島の犠牲になられた方の数が非常に少なくて済んだということを聞いております。実際、私も直接の方にお聞きをしたのですが、その1つの要因に、「あそこのおうちには確かおばあさんがおられたはずやで」と、「早く助けに行ってもあげないとあかんのと違うか」という情報が、消防団の方あるいは自治会の皆さんの方へすぐさま連絡として飛び交ったと。これがいち早く救出への道になったことは、やはり間違いないですということをおっしゃっていました。私もそのとおりだと思います。

したがって、竜王町1万3,200人でございますけれども、在所にありましてはそういった情報をしっかりと共有していただけるようなことも大事ではなかろうかと。そこに役場としての役割、議員さんがご指摘くださっている役場としての姿勢、それと同時に自治会としての役割というのでしょうか、それがきちんとかみ合わさることが、ひいては竜王町のしっかりとした地域力になるのではないかなという具合に思いますので、そういった面では議員の皆様にも各在所にありまして、私もなかなか力及びませんので、お助けをいただきながら、また進めてまいりたいという思いは持っております。

いずれにいたしましても、自治会長の皆さんがお集まりいただいた時には、こういった話もいたしながら、皆さんが少しでも安心して、そしてまた幸せへのということで取り組ませていただきますので、ご理解をいただきたいという具合に存じます。

**○議長（寺島健一）** 次に進みます。11番、大橋弘議員。

**○11番（大橋 弘）** 私は、町道巡検線および町道西川ため池線の交通安全対策について、お伺いをいたします。

町道巡検線および西川ため池線は、弓削地先県道綾戸東川線から国道477号までは竜王北部地域の主要幹線道路として、また、竜王インター方面への交通量が非常に多く国道8号のバイパス的な役目を果たしております。

本年7月にアウトレットがオープンした当時は町内各地で大渋滞が発生いたしました。現在では大きな混乱もなく落ち着いてきていますが、本年10月10日の町民運動会の日には各地で渋滞が発生し、町道巡検線および西川ため池線も弓削地先から終日大渋滞となりました。

今後、年末年始および春休み、特に5月のゴールデンウィークは農繁期と重なるため、地域の方々は歩道や待避所もないため、やむなく路肩に農耕車輛を停め

なくてはならず、田んぼへの出入り等どうすればよいのかと、今から大変心配されています。

ゴールデンウィーク等の連休には、各地で渋滞が予測されます。そこで、お尋ねします。町道巡検線および町道西川ため池線における渋滞時の農耕車輛等の交通安全対策について、当局はどのように考えておられるのか、お伺いします。

○議長（寺島健一） 村井建設水道課長。

○建設水道課長（村井耕一） 大橋弘議員さんからの「町道巡検線および町道西川ため池線の交通安全について」のご質問にお答えいたします。

議員ご高承のとおり、三井アウトレットパーク滋賀竜王が7月にオープンして以来、開業時には竜王インター周辺におきまして交通混雑が発生いたしましたが、最近では、平日はもとより土日においても混雑なく落ち着いた状況にあります。

そうした中、ご指摘いただいておりますとおり、10月9日・10日・11日の三連休の中日には交通量が増加し、特に昼前後の時間帯に集中したことが渋滞の大きな要因となりました。アウトレットパーク周辺の駐車場が満車状態となり、町内を迂回しそれぞれの臨時駐車場へ誘導するにあたり、臨時駐車場の確保の関係により、やむを得ず野洲の希望が丘文化公園西駐車場へ誘導を行いましたことから、結果、渋滞を誘発させた現状でございました。

このようなことから高速道路からの交通対策といたしまして、現在新たにアウトレットパーク周辺に550台規模の駐車場整備を進め、正月から利用していただくことで事業者と協議を進めているところであります。

また、加えまして須恵の町有地へ250台、道の駅周辺へ420台として、合計1,220台の臨時駐車場を確保し、さらにはドラゴンハット等への臨時駐車場を確保しながら、駐車場配置と交通誘導方法について、現在、滋賀県警交通規制課・近江八幡署と効率的な運用計画を協議しているところでございます。

このような対策により交通混雑の緩和が図られるものと考えておりますが、ご指摘いただいております町道路線でのゴールデンウィークの農繁期における地域住民や農耕車両等の交通安全対策につきましては、この正月期の交通対策効果を踏まえた中で、交通量や誘導方法など現地状況を見極めながら、交通関係機関と適時協議を行い、交通事故防止対策を進めていきたいと考えております。

以上、大橋弘議員さんのご質問への回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 11番、大橋議員。

○11番（大橋 弘） ただいまの答弁では、臨時駐車場も1,200台以上の増設

をしたと、こういうことであり、また、正月期の混雑状況を見極めた中で、警察や公安委員会等と協議をし、安全対策を図っていくと、こういうような答弁でございましたが、農家の方々は朝早くから夜遅くまで、路肩等に農耕車両を停めて作業をされますが、こうした中で渋滞が発生した場合に、一般車両と農耕車両が置いてある、こういうことから、どちらの方が優先するのかについて、お伺いをしたいと思います。

また、歩道や退避所がないために、農耕車両等を両サイドに停めておられて、交通混乱等が発生した場合に、ガードマン等を置いて処理する考えがあるのか、ないのかにつきまして、お尋ねしたいと思います。

○議長（寺島健一） 村井建設水道課長。

○建設水道課長（村井耕一） 大橋議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

1点目でございますけども、路肩に駐停車されておる農耕車と通行車両の優先ということでございますけども、なかなか、どちらが優先というのは私は答えにくい部分もございますし、公安委員会の方に確認しなければ分からない部分もございますけども、一般的に考えますと、駐車・停車する時には交通に支障のないように、当然、左端に沿って停めるということを言われておりますので、当然、通行車両の方が一般的に優先するのかなと、こういうように考えるところでございます。

また、混雑時のガードマンの設置でございますけども、すべてが商業施設への来場車両とは限らない部分もあると思っておりますけども、それぞれ現状を把握させていただきながら、事業者の方へ交通誘導員の要請も検討させていただき、混乱が生じないようにさせていただきたいなど、こういうように考えております。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 11番、大橋議員。

○11番（大橋 弘） 優先権の問題については、非常に難しいかと思っておりますけれども、アウトレットができることにおいて、ほとんどの交通量がそのためであると思われれます。そういったことから、ガードマンの設置については今から十分検討していただきたいなと思っております。

町道巡検線、また町道西川ため池線、それより以西にございます山面鏡西線は、竜王北部地区の重要な幹線道路ということでございます。この3路線が一直線に北部で美松台までつながっておりますが、そのちょうど中間部になります西川ため池線でございますが、この道路は農道ということで設置されまして、道路幅員

も狭く、大変危険な状況でございます。

この町道西川ため池線の歩道設置につきましては以前にも質問いたしました  
が、その時の回答としましては、都市計画マスタープランで補助幹線道路と、こ  
ういうことに位置づけておるということから、今後、国の補助制度等を活用して  
整備計画を進めるというような回答でございました。この路線につきましては、  
大型車両等の交通量も非常に多く大変危険であるために、早期に歩道設置をして  
いただけるように強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

**○議長（寺島健一）** 7番、菱田三男議員。

**○7番（菱田三男）** 一般質問に対する対応について、質問をいたします。

私は、昨年12月の定例会において、竜王町のライフラインの危機管理につい  
て質問し、水道施設の耐震化および石綿管などの老朽管の更新について、計画的  
な整備を図るべきだと強く訴えてまいりました。竹山町長からは、順次整備を進  
めていくとの前向きな回答をいただいたところであります。

その後も、私は総務産業建設常任委員会などにおいても再々にわたり、竜王町  
はこれらの整備が他の市町と比較しても遅れているから、早期に取り組む必要が  
あると発言してまいりました。

私の一般質問および委員会等における発言に対して、当局はどのような計画や  
手段を講じて整備を進めていこうとされているのか、その後の取り組み経過につ  
いて、詳しく回答をお願いいたします。

**○議長（寺島健一）** 村井建設水道課長。

**○建設水道課長（村井耕一）** 菱田三男議員さんからの「一般質問に対する対応につ  
いて」のご質問にお答えいたします。

昨年12月の定例会一般質問ならびに総務産業建設常任委員会などでお尋ね  
いただいております、水道施設の耐震化および石綿管などの老朽管の更新につ  
いての整備計画における取り組みと経過につきましては、本年度、ライフライン機  
能強化等事業の国庫補助を受けながら、昭和52年に築造しました県水を受水し  
ております山中配水池の耐久性の向上を図るために配水池耐震補強工事を、また、  
緊急時給水拠点の確保および貯留水の流出を防止するために緊急遮断弁設置工  
事を実施しております。

議員ご高承のとおり、配水管路につきましては、農村下水道事業や公共下水道  
事業に伴いまして、全地域で布設替えを行い、順次更新をいたしておりますが、  
配管ルートの関係からすべての管で更新できていない部分もございまして、一部

に石綿管などの老朽管が残存している現状であります。

また、上水道の幹線管路についても、昭和50年より布設工事が開始されて35年が経過しており、今後、耐震化へと更新が必要となってきております。

このようなことから、水道施設の資産の更新を図るうえにおいて、水道管路の把握とデータ整理を行うために、上水道管理（管路図・固定資産）システム整備の委託業務を発注しており、現在、町内の水道施設の調査を実施しているところであり、年度末には業務完了いたします。今回この調査で整備しました管路図をもとに、平成23年度から水道管更新計画策定業務に取りかかり、更新年次計画や効率的な管路網等の整備について検討を行ってまいります。

最近の水道事業を取り巻く環境は、資産の更新時期の集中化、人口減少、節水型社会に伴う収益の減少、将来の資金確保等の問題があり、竜王町としても、今後の水の需要の動向や経営・財政計画、資金確保等を見据えながら、国庫補助事業の採択等検討する中で、平成24年度より、老朽管路の順次布設替え更新工事や管路網の整備等を進めてまいりたいと考えております。

以上、菱田議員さんのご質問へのご回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 7番、菱田議員。

**○7番（菱田三男）** 今、課長から回答をいただいたのですが、いくつか質問させてもらうけども、24年度より更新をすると。その更新は町単でされるのか。国庫金で国からの補助金はどういう補助があるのか、これを1点お聞きしたい。

そして、私が言いたいのは、書類をいろいろと勉強したのですが、**「ライフライン機能強化等」**という事業が厚労省からあるのですが、その中で水道管耐震化等推進事業、あともう1点、石綿セメント管更新事業と、この2つになっているのですが、私が昨年の12月に質問したのは、石綿管を入れ替えよと、その時に答弁は、約5kmほどあるというようなことも聞かせていただきました。そして、そのセメント管を入れ替えるのには、国が、厚労省ですが、この事業は平成2年から平成23年度までの時限事業とすると書いてあるわけです。そうすると、今言われたのは24年度と、次年度のことですね。そうすると、23年度までに、昨年の12月に質問して、それをどういう経過で会議なりいろいろとされたのかなと、それが1点。

それと、24年度の国からの補助はどういう補助を使うのか。

もう1点は、県からこういう事業がありますよと各町の水道課担当様ということで書類が来るわけですね。それに対して、平成2年から23年だったら20年

間、ひとつも竜王町はこれに乗ってないのかなと。国もやはり石綿管は入れ替えなさいと、よくないですよと、平成17年度ぐらいですか、石綿管のことで新聞にもいろいろ載ったことがあるのですが、それから全然動いてないと。先ほど来ずっと町長さんが言われる、金がない、ある時はあったのだけれども、今になったらお金がないのだと。それでも何も町としては対応してなかったのか。私は今、個人的にそればかり思っているのです。何をしていたのかと。そうでしょう。せっかく国が補助をあげますと言っていて、竜王町はいまだ20年間何もなかった。先ほど来、課長が下水道管は入れ替えたと。下水道というのは国交省でしょう。水道事業は厚労省なんです。山中は農林省でしょう、集中浄化槽は。全然違うわけです。課長に言わせたら、「いや、下水とともに入れ替えてきた」と。この補助は国交省から来るのではないですか。それも1点お伺いします。

○議長（寺島健一） 村井建設水道課長。

○建設水道課長（村井耕一） 菱田議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

24年からの補助は国費か単費かということでございますけれども、国費で対応させていただくように考えておるところでございます。

それから、補助事業の内訳ですけれども、確かに石綿管の更新事業につきましては23年で終了というように聞いておりますので、老朽管等の更新事業の方へ対応を考えさせていただいております。

それから、先ほど下水道の話も出たわけですが、下水道につきましては63年から工事を始めさせていただいておりますけれども、これにつきましては下水道の事業の時に補償というような形で、それぞれ下水道を優先させながら水道管を更新させていただいたということで、当然、補償工事でございますので、国交省の方でございます。

平成2年から20年間、それぞれ水道事業更新等、何もしていなかったようなご発言がございましたけれども、この間それぞれ水道認可いただきながら、本年度もやっておりますライフライン強化ということで、配水池の耐震と、それから遮断弁も国庫の補助をいただきながらさせていただいておりますので、この間、水道事業として目立った布設替え等はなかったかも分かりませんが、下水に合わせましてそれぞれ補償工事で布設替えをさせていただいているということでございます。以上でお答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 7番、菱田議員。

○7番（菱田三男） 私の質問は石綿管云々で言っているのですよ。

先ほど言ったように事業が3つほどありますね。それに配水池の耐震なんかもあるのです。書いていますけど、それと別なんです。石綿管入れ替えに対して23年度で終わりなんです。それを私は、20年間、石綿管の入れ替えは5kmあったのにどうしてしていないのかということ。それはもう結果論になるからいいけど。もう1つ、23年度で終わるから、次24年度するという予算は、国に要望か何かされるようだけど、こういうことが書いているのですよ。老朽管更新事業というのがまたある。布設後20年以上経過した塩化ビニール管・铸铁管において、A～Fとかいろいろあります。B、給水人口が5万人未満というのがこの竜王なんです。Bについては、25年度までと書いてある。これは水道の方のものですね。そうすると、今、課長、私が言いたいのは、こうして皆さん一般質問しても、その結果どうなっているのかと。水道管のことはもう結果論なんです。これから何とかしてされるのか、歳入がよかったら町単でもしなければ仕方がないなど。けれども、なぜ今までしなかったのかと。そして、こういう質問をしても、あと、どうしてきたのだらうなど。今までずっと質問しとかはりますわね。今までから。あとの対応、どうしてどうなったのかと。何も分かりません。「対処します」とか「検討します」とか、そういういつも答弁が多いけども、結局どうなっているのかと。

最後に、この20年間云々と言われたけど、町長はまだ2年だけど、副町長はずっと役場に長いこと勤められて、そして副町長になられた。なんでかと。それをひとつ、副町長、お答えいただきたい。それを言って質問を終わります。すみません。

○議長（寺島健一） 小西産業建設主監。

○産業建設主監（小西久次） 菱田議員さんの再度のご質問にお答えしたいと思いません。

20数年間、水道の事業として計画しなかったのはなぜかというご質問かと思えます。竜王町の場合は、簡易水道から上水道事業にやってきました。その中で、先ほど村井課長が申しましたように、下水道事業が昭和63年から農村下水道ならびに公共下水道が開始したということで、基本的に竜王町としては、水道の入っているところに下水道が同じルートに入るところから、下水道に伴います水道の布設替えをしてきたという経過がございます。

この結果、ほとんどがその中で下水道と併設されてきて、それが更新がされてきたと。ところが、その中には石綿管もあれば铸铁管もあり、それから塩化ビニ

ール管もあるというところでございます。

それから、いよいよ下水道も終局になってきました。そういうようなところから、議員もご質問がありましたように、それ以降、竜王町の水道施設の計画についてどうするべきかということで、本年度におきまして管路調査を行い、そして具体的にどこが悪いか、今後どうしていくべきかということでございます。決して、そういう部分で、今年度終了いたしまして、来年度から水道管について計画を順次させていただきたいということでございます。

ところが、その部分の中で、当然その間、水道として何をしていたのかと。ところが、下水道管を入れなければ水道管がそのルートに、今も整備をしておりますけれども、水道台帳部分がある一定、簡易水道から移管されたものがございましたので、明確でなかった部分がございます。そういうような部分も整理しながら、今後整備していきたいということでございますので、議員のご質問にありますように、我々といたしましては、国の補助事業ということでございますけれども、それを受けながら、

（主監、私は一般質問の対応をどういうことをしているのか

ということも言っていましたよ。」との菱田議員の発言あり）

ですから、ご質問については、それについて計画をまずして、それをしなければ即どこにあるかということが分かりません。ですから、その辺をきちんとした中で整備をさせていただくということで、再来年度から実施をしていくという計画でございますので、以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 青木副町長。

**○副町長（青木 進）** ただいま菱田議員さんから、これまでの一般質問の対応も含めて、質問いたしたことに對して執行部としてはどういふように対応、あるいは対処をしているのかというご質問でございます。

ずっと一般質問をいただいているわけでございますけれども、その一般質問の内容によりましては、即座にこの場でお答えをして解決のできる内容、また、要望ということで将来にわたって議員の皆さん方から、「こういうことを要望するのでしっかり執行部としては対応するように」といふようなこともございますし、ただいま菱田議員さんのように、将来にわたってどのように整備をしていくのかと。特に石綿管等について、当局としてどのように整備をしていくかという、そういう質問もございます。

一般質問につきましては、当然のことながら、通告をいただきました段階で主

監課長会議の方にこの一般質問の内容を諮り、全課長が協議をいたしまして、それぞれの回答者について決めさせていただいております。それぞれの回答に対する原案を整えますと、主監クラス、最終的には町長の内容確認も含めて、責任ある一般質問の回答をさせていただけるように調整をいたしております。

さらには、一般質問のあらかじめ通告と本会議で最初に回答させていただく内容につきましては、それぞれ文書で責任持った記録が残りますけれども、再質問なり再々質問をいただいて、その回答をどのようにしたかということにつきましては、後ほど議事録をしっかりと見まして、それをどうのように質問を受けた、再質問を受けた、どのように回答したかというのをきちんと確認をいたしておるところでございます。この辺は今日まで同様でございますので、今ご指摘の一般質問に対しましても、若干、菱田議員さんが厚労省という、この補助金を見られたように、来年度終わりではないかということのご指摘もあろうかと思っておりますけれども、竜王町は竜王町なりにその石綿管の整備の対応につきましては、平成23年度で計画をし、平成24年度から国費を受けて石綿管の整備をするというような答えをいたしておりますので、その辺は十分ご理解をいただきたいと思えます。以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 6番、山添勝之議員。

**○6番（山添勝之）** 私は、聞きなれない言葉なんですけれども、インクルーシブ教育についてということで質問をさせていただきます。

現行の日本の障がい者に対する公教育は、「特別支援教育」によることになっております。しかしながら、このほど現政権は、「障がい者制度改革推進会議」の第一次意見書を公表し、「障がいの有無にかかわらず、すべての子どもは地域の小・中学校に就学し、かつ通常の学級に在籍することを原則」という方針を打ち出しております。

この意見書によりますと、本人や保護者の希望によって特別支援学校への就学や特別支援学級への在籍はできるものの、地域の学校への就学者が増えることが考えられます。しかしながら、果たして、地域の学校において個々の子どもに適切な教育を保障できるものなのか、また、学校に混乱が起こらないのか、懸念されるところでございます。

そこで、次の件についてお訊ねしたいと思います。この意見書に対して町はどのように考えておいででしょうか。また、もしこの方針が実施されるとするならば、竜王町としてはどのような対応ができるのでしょうか。お伺いしたいと思います。

ます。よろしくお願いいたします。

○議長（寺島健一） 富長学務課長。

○学務課長（富長宗生） 山添議員の「インクルーシブ教育について」のご質問にお答えいたします。

議員ご高承のとおり、「障がい者制度改革推進会議」の「障がい者制度改革の推進のための基本的な方向」第一次意見においては、まず、序章に我が国の障がい者制度に関する歴史的な背景や国際的な動向を述べ、Ⅱ章において推進会議の障がい者制度改革の基本的な考え方を述べています。

そして、第Ⅲ章において、障がい者制度改革の基本的方向と今後の進め方について述べ、その方向性のひとつに「インクルーシブな社会の構築」を打ち出し、教育分野においては「地域における就学と合理的配慮の確保」として「障がいの有無にかかわらず、すべての子どもは地域の小中学校の通常の学級に就学し、かつ学籍を置くことを原則とする」と述べています。

これを受け、現内閣は、平成22年6月29日にこの第一次意見を最大限尊重した制度改革を図るとし、教育については「障がいのある子どもが障がいのない子どもとともに教育を受けるという障害者権利条約のインクルーシブ教育システムの構築の理念を踏まえ、教育の制度のあり方について検討を行う」と閣議決定をしています。

この意見に対する町の考えにつきましては、現在竜王町として取り組んでおりますインクルーシブ教育に関わる特別支援教育の考え方や就学指導についてお答えさせていただくことで、回答といたします。

本町では、平成19年4月1日付、19文科発第125号「特別支援教育の推進について」の通知における理念を最大限尊重し、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行う考え方で特別支援教育の推進を図っています。

また、特別支援教育の対象者を、これまでの特殊教育の対象としてきた方のほかに、通常の学級に在籍している発達障がいなどの幼児・児童・生徒も対象者に含めた取り組みを進めているところです。

特にインクルーシブ教育に関わる具体策としましては、特別支援学級に在籍する児童・生徒については、学習指導要領で定められている「交流および共同学習」

の実施について取り組みを進めています。これは、通常学級で一緒に学べる機会を積極的に設け、交流を深める中でお互いに学び合おうとするインクルーシブ教育の理念に沿ったものです。特別支援学校に在籍する児童・生徒につきましても、本町の小・中学校との交流や地域での体験学習の機会を設けるなど事業を実施しております。

また、通常学級に学ぶ発達障がいの児童・生徒に視点を当てた授業改善、指導方法の改善にも取り組んでいます。例えば、竜王中学校では「どの子も分かる授業の創造・授業のユニバーサルデザイン」を研究主題に掲げ、全職員が特別支援教育の視点を持って授業に臨むとともに、各教科の専門性を活かしながら学校全体の指導の改善や条件整備を行い、発達障がい等の課題を持つ生徒に対しても通用する授業の実践に取り組んでいます。

また、ことばの教室を設置し、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高めるよう早期に指導を始めるとともに、ことばの教室で個別に支援をしながら、通常学級で学べるよう取り組んでいます。

しかしながら、ことばの教室においてもその対象から「重度な知的障がいのある者を除く」としています。つまり、重度な知的障がい等の課題を持つ子どもの受け入れについては想定外であり、その受け入れに対する高度な専門性については確保できていない現状があります。

次に、就学指導に関しての現状をお答えいたします。本町においても他市町同様、医療・福祉・保健等の各分野からの学識経験者や学校関係者で構成する「竜王町就学指導委員会」を設置し、対象となる幼児・児童・生徒の就学について検討いただき、一人ひとりの就学に対する答申をいただいています。また、本人や保護者に対しては就学相談の機会や場を設け、十分に保護者からの意見もお聞きする中で就学指導を実施しています。そして、就学指導委員会の答申を尊重しながらも、最終的には本人や保護者の意見を最大限に尊重する中で就学先を決定いただいています。その点で言えば、意見書で指摘されている「本人・保護者にとって就学先の選択権が確保されていない」ということには必ずしも当たらないと考えております。

しかしながら、重度な障がいを持つ児童・生徒が本町の小中学校に就学することは、意見書でも指摘されるように、保護者の付き添いなどの多大な負担をお願いしたり、その児童等に応じた適切な教育の保障の面で難しいのが現状です。特に重度な障がいを持つ児童・生徒の教育を保障するには、教員の加配、介助者の

配置、施設・設備の整備等の合理的配慮と支援が不可欠です。これらのことを本町独自で行うことは財政的にも困難であり、国の援助なしには実施は不可能だと考えています。

ただ仮に、この方針が実施されることになれば、当然、本町としても国の財政的な支援等を担保に全力でその対応に取り組むことについては拒むものではないと考えています。障害者権利条約にもとづく意見書のいかに関わらず、本町としては特別支援教育をさらに充実・発展させるべく、乳幼児期から学齢期、そして成人期を通して、個々のニーズに応じた一貫したきめ細かい教育的支援を受けられるよう整備しなければなりません。

その点に関しましては、今回新たに公民館3階に開設いたします「竜王町ふれあい相談発達支援センター」とも連携を図りながら、特別支援教育の一層の充実に取り組むところです。

また、そのためには教育委員会や行政だけでなく、障がいのある人たちが住みやすいまちづくりを地域の方々の深いご理解とご協力のもと推進していくことが不可欠でございます。地域社会における特別支援教育の根をしっかりと張り、そのうえで障がいのある方々とともに歩める特別支援教育のネットワークづくりが、インクルーシブ教育推進の鍵となると考えます。以上、山添議員への回答といたします。

○議長（寺島健一） 6番、山添議員。

○6番（山添勝之） 今、富長課長のお答えを聞いていますと、今、課長の方は特別支援教育のことだけをメインとしておっしゃられているわけで、私の言っているのはそうじゃないのですよ。意見書に対する考え方を聞いているのですよ。そのところを取り違えておられるのではないかなと思います。

答弁の中に意見書の話も少し出てきたけど、そうじゃなしに、この意見書はたぶん、申しわけないけど、イデオロギー的な部分が多々あるのですよ。6月に意見書が出たのだから、その前の12月に推進会議ができて、その当時は福島瑞穂担当大臣だったのですが、その委員の中に教育者は1人もいない。すべてが党関係の方ばかりだったという話を仄聞しております。

そういうところが出たその意見書が通って、これを実際に実行せよと言われた時に、竜王町はどうするのですかということをお聞きしたわけなんですけど、ちょっと方向違いのお答えかなと。これは確かに、特別支援教育に関しては非常に大事なことで、このお考え方を聞いたことは無駄ではなかったかも知れ

ませんけども、それで、次の再質問させていただきたいと思うのですけれども、ここでまた私の今言うことは同じことになってしまうのですけども、現在、特別支援教育が障がい者一人ひとりの個性と能力に応じた教育が行われていると。これはもう先ほどの富長課長の答弁のとおりです。

しかしながら、ここが問題なのですよ、障がい者が差別を受けることなく障がいのない人とともに生きる社会を築くこと、これは大変、もう第一条件で大事なことです。だけど、今のこの意見書からいえば、差別があるから、差別するということなんだそうですよ、特別支援教育というのは。別個に離してしまうから。現行の特別支援は。そういうことを意見書は言っているわけです。

しかし、この意見書のとおりに行われるということになると、先ほどの課長のお答えにも少し出ていましたが、教職員の大増員とか、あるいは教室の大増設等々の、非常にコストがかかると。文科省の試算では約12兆円、義務教育だけで、全国のそれをするならば、この意見書どおりにするならば、かかるということ文科省は試算しております。

だけど、私が言いたいのは、ともかくこの意見書の内容が絶対不可欠ならば、どうしてもしなければいけないというならば、これはコストのことは言っておられないというのは事実なんですけども、今言ったように、今の現行の特別支援教育で、「差別でもないよ、ちゃんとやっているよ」というならば、この意見書は必要のないことと考えます。

コストのことは言っておられませんけれども、客観的な視点から見ても、今言ったように、特別支援学校で等閑視されているとは、とても思えないということになります。それどころが、意見書のと通りの教育が行われるとするならば、竜王町は、例えば竜王町では有名な陸上のMさん、ああいう方はこの意見書のとおり教育されるならば、出てこないですよということです。やはり、特別支援学校でああやって教育を受けておられる。だから、その方の特異性を出した教育をされておるから、こういう方が出てくるのですよということを言いたいわけです。教育長、私のこの、長いですよと言われますが、申しわけない。しかし、一つひとつ説明していかないと無理なので。教育長、こういう考え方に対してどのように教育長は、富長課長の話があるけれども、お考えかどうか、お聞きしたいと思います。

**○議長（寺島健一）** 岡谷教育長。

**○教育長（岡谷ふさ子）** 山添議員さんの再質問にお答えさせていただきます。的確

にお答えできるかどうか、自信がございませんけれども、よろしく願いいたします。

平成19年度から現行の特別支援教育という名の教育が始まりまして、まだ数年でございます。この特別支援教育と言いますのは、障がいの種類と程度によって就学先を規定していくということがありまして、それは差別ということではないと思います。それぞれの子どもさんの障がいの種類と程度に応じて、そのお子さんの実態に合わせて能力を最大限伸ばしていこうとする、これが現行の特別支援教育でございます。そこにおいて、インクルーシブ教育とはやはり大きく違っていると思います。

インクルーシブ教育を読ませていただきましたところ、大変崇高な理念が掲げられておりますし、ただし、その実現が現状ではできるかといいましたら、かなり難しい面があると思います。教育内容、それから教育方法、そしてまたそうしたものの工夫、それから子どもに対する学習の評価、子どもへの評価というもの、大変教育の根幹的なものから考え直していかなければなりませんので、そういう意味では学校全体の大改革ではないかなと思うような意見書でございます。

そういうものをこれから閣議決定されて検討されていくわけでございますけれども、このことは大変時間が要るのではないかと思いますし、まだまだ議論がわいてきたところでございますので、十分に検討されたとは申し上げられる段階ではございませんので、今後、この教育につきましてはまだまだ時間をかけた検討が必要ではないかなと考えるところでございます。このようなことでお答えになったでしょうか、どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（寺島健一）** 6番、山添議員。

**○6番（山添勝之）** 今、富長課長と教育長のおっしゃることは、フルインクルーシブという言葉だと思っておりますが、実は今定例会で上程されておりますが、竜王町の使用料徴収条例の一部を改正する条例等の中で、料金に関するもので、使用料は18歳以下は無料であるが、65歳以上と障がい者は半額とするという文言がございます。

私は先の教育民生常任委員会においても、なぜ障がい者が無料にならないのかという質問をしたところ、松瀬課長の方から、障がい者の方も社会の一員としての自覚を持ってもらうために、そのような方向でやっていただくという答弁をもらったわけなんですけど、しかし、私はその考え方そのものがインクルーシブ教育であるというふうに考えます。

やはり、これは障がい者の方にはそれなりの手当てをするべきであろうという考えを私は持っておりますので、差別とかという問題ではなしに、だから、そこら辺をちょっと踏まえてもらって、赤佐次長、ひとつ次長もその料金改正についてこれのことを説明された時におられましたので、よろしく申し上げます。

○議長（寺島健一） 山添議員、ちょっと事前に出していただいた一般質問の通告書とちょっと趣旨が違うように思いますので、関連ください。

○6番（山添勝之） いや、趣旨は一緒だと思うのですよ。インクルーシブ教育についてということですから。

○議長（寺島健一） いや、使用料と、今言っている教育と、ちょっと違うなど、そんなことを思いますので。

○6番（山添勝之） 使用料のことを出さないと、インクルーシブが分からないから出しているわけで、使用料がどうのこうのということを私が言っているわけではありません。インクルーシブ教育について、その立場をお伺いしているということです。だめですか。

○議長（寺島健一） はい、そうしたら続けてください。赤佐教育次長。

○教育次長（赤佐九彦） 前段の方では、インクルーシブ教育に対する基本的な考え方ということで、教育長の方からお答えをさせていただいたとおりでございますし、また、後段については今回の制度改革とインクルーシブという部分について、ご説明をいただきながらご質問をいただいたと思うところでございます。

基本的なところで、制度設計は制度設計で整理をする必要があるのかなと思っております。特に今回の制度設計については、弱者に対する配慮という制度設計の類でございます。インクルーシブについては仕組みをどうしていくかということでございますので、そこには大きな課題もございますけれども、方向性は非常に重要なことがうたわれておりますので、社会を挙げてその世界へ向かって努力をしていくということではなかろうかと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（寺島健一） 9番、岡山富男議員。

○9番（岡山富男） 平成22年第4回定例会で、一般質問1問をさせていただきます。「幼小中の教室にエアコンの設置を」でお願いしたいと思っております。

今年の夏は、大変な猛暑でありました。学校は8月の下旬から授業が始まりました。その中で暑さ対策として今年は扇風機で対応されましたが、熱中症になった子どもさんがいるとお聞きしております。

近隣の市町では学校の教室にエアコンを設置されているところや、計画されて

おられる市町があると聞いています。23年度予算の中では、学校・園教室にエアコンの設置計画はあるのか。今後、学校・園大規模改修の時にエアコン設置計画は含まれているのか、お伺いいたします。

○議長（寺島健一） 富長学務課長。

○学務課長（富長宗生） 岡山富男議員さんの「幼小中の教室にエアコンの設置を」についてのご質問にお答えいたします。

県内の公立の学校および幼稚園の教室にエアコンの設置をされている状況につきまして、近隣の市町では、学校施設の耐震化・老朽化に伴う改修工事や児童数の増加に伴う新校舎建設工事にあわせてエアコンを設置されている市とともに、猛暑対策ならびに学習指導要領改訂に伴う授業時間数の増加に対応するため、平成23年度に一斉にエアコンの設置を予定されている市もございます。

今年の異常な猛暑や近隣市町でのエアコン設置の動きにより、県下全体としても、エアコンの設置へと流れは加速するのではないかと予測しております。

また、文部科学省においては、学校保健安全法に基づく環境衛生検査、日常における環境衛生管理等を適切に行い、学校環境衛生の維持・改善を図ることを目的に、「学校環境衛生の基準」を定め、その中で教室の室温については、夏期では30℃以下であることが望ましいとされており、また、従前の基準では最も望ましい温度は、夏期では25℃から28℃となっております。

ところが、今年の夏は大変な猛暑であり、竜王町内の学校・園での教室は、最も望ましい温度の上限28℃を上回っている日数が多かったことも事実であり、良好な教育環境の確保が困難でありました。

また、今年の猛暑によって、町内の学校・園で熱中症等で病院へ搬送した件数は、5件ございました。

教育委員会といたしましては、良好な教育環境を確保するため、すべての学校・園にエアコンを設置することが望ましいと考えますが、一気に整備することは、厳しい財政面等を含めて難しい状況であると考えております。

本年度は、竜王小学校大規模改修工事に伴う基本計画を作成し、平成23年度については、同改修工事に向けて実施設計を行い、その後、平成24・25年と2カ年をかけて工事に着手していく計画でありますので、これにあわせ普通教室等へのエアコン設置に向け、学校関係者とも十分協議・検討を行いたく考えております。

なお、竜王西小学校および竜王幼稚園・竜王西幼稚園につきましては、今後の

大規模改修工事等にあわせてエアコンの設置を計画的に順次進め、子どもたちが快適に学校生活を送れるよう、教育環境の充実に向け努力していきたいと考えております。また、竜王中学校では大規模改修工事は終えておりますので、周辺市町の状況を踏まえ、エアコンの設置を計画してまいります。

以上、岡山富男議員さんの「幼小中の教室にエアコンの設置を」についてのご質問の回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 9番、岡山議員。

○9番（岡山富男） 課長の答弁の中で、快適な温度28℃、環境に対しての関係であると思いますが、この中で教室の温度が28℃以上の日数がありましたというのがあったのですけど、これは何日あったのか。また、熱中症で病院に行かれた方、救急で行かれたのが5件と言われたが、それまでで熱中症で学校の保健室等で対応されていて、それに対して何人おられたのか。

今後、大規模改修の時にエアコンを設置するとしたら、1校・1園でどれぐらいの費用がかかるのか、全体ではどれぐらいかかるのか。それと、なぜ中学校の大規模改修のとき、これは5年も経ってないと思うのですね。この時にエアコンの設置というのは検討をされたのかどうか。特に私が言いたいのは、行政とか各行政等の建屋のところには皆エアコンが入っていると思います。なぜ学校には教室のところ、エアコンが入らないのか。おかしいのと違うかなと思います。やはりそういう暑い中で、幼稚園・小学校・中学校、竜王町は給食を食べておられます。この夏、給食の子どもたちが食べる量、これは激減しているのかどうか、実際に。暑さで食べられないという状態になったのかどうか。教室で食べていますのでね、あの暑い中で。その点どうだったのか、それをお伺いいたします。

○議長（寺島健一） 富長学務課長。

○学務課長（富長宗生） 岡山議員さんの再質問にお答えをいたします。

まず、熱中症で5人の子どもたちが病院に行ったというふうなことでございますが、まずその詳しい状況につきましては、こういうふうなことでございます。

屋内・教室にいて熱中症にかかったというふうなことではございませんでした。中学の場合、3名おりましたが、7月の下旬にソフト・サッカー・テニスの練習あるいは練習試合の時に気分が悪くなった。それから西小学校におきましては1名、9月7日でございますが、これは2～3日前からちょっと具合が悪くて、その結果、家に帰ったあと家の方が病院へ搬送された、連れて行かれたというふうなことでございます。もう1名の西幼稚園につきましては、9月10日に

病院の方に連れて行かれたというふうな状況でございます。

あと、それ以外に保健室等でこの夏に気分が悪くなった児童・生徒数については、把握をしておりません。多かったのか、少なかったのか、この数については、状況としてはつかんではおりません。これが実態でございます。

それから、温度につきましては、東近江を地点とする測定に基づきますと、この2010年の猛暑日・真夏日、まず35℃以上あったのが、東近江地点の測定では30日、30℃以上が（35℃以上を含んでおりますが）74日というふうなことでございます。平均気温30℃以上が1日ということでございます。

それから、1台当たりのエアコンを設置する工事費につきましては、120万円というふうに考えております。

それから、最後に給食につきまして食欲は激減したのかどうかについて、これも正確にはつかんでおりませんが、給食センターと常時連絡を取っていく中で、この夏に、7月の時期あるいは9月に給食の残飯量が異常に増えたというふうな報告は受けておりません。

あと、今までの竜王中学校の大規模改修の時期にエアコンを設置することは考えなかったのか、考えたのか等につきましては、教育次長の方から回答させていただきます。以上、私からのご回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 赤佐教育次長。

**○教育次長（赤佐九彦）** ただいま富長課長から何点か説明をさせていただいたのですが、設置の経費の方は、1台当たり120万円ということではございません。1教室の整備に係る費用が、本体あるいはキュービクルを含めてということでございます。概ね概算でございますけれども、竜王中学校でその基準額をもって整備をいたしますと、約4,000～5,000万円かかるということでございますので、あと小学校2校、クラス数等からだいたい数字はつかんでいただけるのではないかなと思うところでございます。幼稚園も同様でございます。

それから、なぜということでございますけれども、特に最近暑くなったように感じております。いろいろ計画しておりました段階では、今日ほど厳しい状況がなかったのではないかなと。計画的にはあったと思いますが、その着手に至らなかったということでございますが、今日判断いたしますと、当然必要と思っておりますので、教育委員会といたしましても、可能な限り早い時期に計画的に設置をいただきたいと、このように考えております。以上でございます。

**○議長（寺島健一）** 9番、岡山議員。

**○9番（岡山富男）** たぶん次長はこの時にはおられなかったのかなということで、当時、教育関係でおられた課長がおられますので、と、今の課長がおられますので、その時の「なぜそこまで」と言いますのは、東近江で当時、エアコンを設置されている中学校が同じようにはありました。でも、竜王中学校はなかったのです。だから、その時になぜ計画はなかったのかと。なぜそこまで考えられなかったのかなと。やはり東近江でそこまで考えてやられたのですから。お金がなかったから、もうやめたのですと言われたら、それで仕方がないのですが、やはりそういうところまで考えて、子どもたちのことをもっと考えれば、そういうところまで考えてほしいなと思うのですが、次長、どうですか。

**○議長（寺島健一）** 赤佐教育次長。

**○教育次長（赤佐九彦）** 重ねて整備の経緯についてお尋ねをいただいたところでございます。

私の承知をさせていただいている中で、先行してそういう設備をつけられた学校については、隣に新幹線が走っている等の理由で窓を開けにくいとか、あるいはまたその地域の実情でいろいろ検討された中で、必要と判断されたと思っております。

竜王町でも決して不要としていたわけではございませんが、その状況を広く総合的に判断する中で出された結論と、このように心得ております。以上でございます。

**○議長（寺島健一）** この際申し上げます。ここで午後4時10分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後4時00分

再開 午後4時10分

**○議長（寺島健一）** 休憩前に引き続き会議を開きます。8番、若井敏子議員。

**○8番（若井敏子）** それでは、まず1問目の質問をさせていただきます。TPPに参加した場合の竜王町への影響について、お伺いをしたいと思います。

全国町村会は、政府が協議入りを決めたTPPへの参加について、12月1日の大会で反対の特別決議を採択いたしました。その中では、TPPに参加すれば「農山漁村に深刻な影響を及ぼす」だけでなく「モノ、ヒト、サービスに関する関税や非関税障壁をすべて撤廃する、これまでにない貿易協定であるために、地域経済・地域社会に計り知れない打撃を与えることは自明」として、政府の姿勢を「日本農業の現状を無視した対応で、国民の理解を得られるものではない」と批判を

しています。

そこで、まず質問の第1点目は、この大会に参加された町長は、この問題をどのように認識しておられるのかをお伺いしたいと思います。

農協の幹部は、T P P参加によって「農協が壊滅的な打撃を受けるから必死になっている」と解釈されることが一番残念だと話されまして、この運動は全国民のものにしたいと、並々ならぬ意気込みを語られたと聞いています。

そこで、第2点目にお伺いをしたいのは、T P Pへの参加による影響は農業分野だけでなく全国民に関わるというのなら、具体的にどのような分野にどのような影響が出ると考えられるのかを、お伺いしたいと思います。

3点目に、それでは竜王町の影響はどうかについて、お伺いをします。先の滋賀民報では、農業分野だけでも滋賀県全体で486億円もの生産額が減少すると書かれています。この試算は、農林水産省が示した「試算」によって算出されていますので、同じように各数値を竜王に当てはめて試算をして、お示しをいただきたいと思います。

最後に、この問題での滋賀県知事の対応ですけれども、T P P参加を容認するような、大変消極的な発言を県議会でされていると伺っています。町長は知事に会われて、あるいは知事への申し入れをされたとするならば、知事の感触について、あるいは今後の県への要望等について、お伺いをしたいと思います。以上、よろしくお願いします。

**○議長（寺島健一）** 竹山町長。

**○町長（竹山秀雄）** 若井議員さんの「T P Pに参加した場合の竜王町への影響について」のご質問にお答えいたします。

去る12月1日に東京のNHKホールにて、全国町村長大会が開催されました。議員ご高承のとおり、全国の町村長等約1,500人が参加したこの大会において、T P P反対の特別決議が満場一致でなされたところであります。決議の文面につきましては、ご参考までにと申しまして、議会事務局の方へ提示をいたしておきました。

このT P Pに関する私の認識はどうかのご質問ではありますが、T P P環太平洋経済連携協定は、関税を撤廃するという貿易協定であります。日本は貿易立国でありますから、輸出・輸入により経済活動が成り立っているという事実を否定することができません。国際間競争で経営を維持してきた産業は、関税がなくなることで貿易行為がより自由化になり、取引高が増えるものと歓迎の意を示した

ことから、政府が参加前向きの方針を打ち出したものであります。

しかし、国際競争力の弱い農業・林業・漁業は、安価な商品が大量に国内に入ってくることになり、立ち行かなることも明白であります。食料自給率を40%から50%へ向上させる、国内の自然を守る、それから、環境の悪化を防止するといった農山漁村の公益的機能を、なきものとしてしまう恐れがあることも事実でございます。

今の日本の農業を将来どのようにしていくのか、国の農業政策が国民の納得のいく形で示されない限り、TPPへ参加することについては慎重にしてもらいたいと考えているところでございます。現時点では、とても私は賛成できるものではないという考えでございます。

私がいつも申し上げていることでありますけれども、バランスが崩れてしまうというような政策は、やはりいけないのではないかとということでございまして、食料を確保する農業・漁業の担い手・後継者ができるよう、経営の成り立つしっかりとした農業政策が先に求められるものと考えているところでございます。

それと、知事の見解どうのこうのということでございますけれども、私、直接聞いたわけではございません。ただ、滋賀県は製造業の多い県でもございますので、そのあたりの発言をなされたのだとは思いますが、TPPに関しましては、やはり慎重であらなければならないという姿勢を訴えてまいりたいという具合に考えているところでございます。以上、回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 井口産業振興課長。

**○産業振興課長（井口和人）** 若井敏子議員さんの「TPPに参加した場合の竜王町への影響について」のご質問にお答えします。

日本の農業・農村は、食料自給率の低迷、農業従事者の高齢化と担い手不足、農業所得の減少、活力の低下といった農業の持続的な存続が危ぶまれる厳しい状況が続いております。また、年末を迎える中で、先の見えない米価の下落に加え、例外なしの関税撤廃を前提とした環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）については、地域の農業に壊滅的被害をもたらすばかりか、これまでの農村風景についても崩壊させるような、農村地域において大変大きな影響を及ぼすものと考えております。

竜王町は、農業・商業・工業を中心に調和のとれたまちであります。とりわけ農業においては、昔から近江米・近江牛を中心に農村社会を形成し、村をつくり上げてきました。農村は消費者に安全で安心な農産物を提供し、生物多様性の場

を提供する機能、洪水防止機能、水をろ過し浄化する機能といった多面的な機能を持つ中、地域社会の環境をも維持している場でありますことから、T P P参加は、地域社会の生活環境に与える影響は大きいものと推測しています。

第2点目のT P P参加により具体的にどのような影響が出るかのご質問でございますが、関税撤廃による農林水産省の影響試算は、生産減少額は4兆1,000億円、米につきましては1兆9,700億円、小麦800億円、砂糖1,500億円、乳製品4,500億円等になっており、食料自給率はカロリーベースで40%から14%に減少し、関連産業への影響は国内総生産（GDP）7兆9,000億円の減少、就業機会としては340万人程度の減少が見込まれております。

一方、経済産業省にあつては自動車・電器電子・機械産業の3業種での影響が試算されており、T P Pに参加した場合、国内総生産（GDP）が6兆円から8兆円の増加が見込まれております。不参加の場合は実質GDPマイナス1.53%、10兆5,000億円の減少と81万2,000人の雇用が減少、輸出8兆6,000億円、生産20兆7,000億円がそれぞれ減少するとの見通しが示されておりますが、外需依存の高い分野においては、経済面や雇用の面などに大きな影響があると考えられますし、具体的な影響の把握には時間が必要と考えております。

第3点目の竜王町における影響についてであります。農林水産省による農産物生産等への試算につきましては、関税率10%以上であつて、かつ生産額が10億円以上の農畜産物19品目について行われており、滋賀県ではその中でも最も県において影響のある農畜産物7品目について試算されており、約400億円もの減少額が示されています。

その数値を竜王町で生産されている農畜産物の収穫量や飼養頭数等で按分しましたところ、約16億4,000万円の生産額が減少することとなり、このうち基幹作物であります水稻については、約9億円の生産額の減少が推測されます。

また、竜王町は平成21年工業統計調査速報の製造品出荷額では6,146億円と、甲賀市の7,146億円に続いて県下で第2位となつており、試算はできませんが、工業分野においても相当な増加影響が予測されます。

滋賀県では、11月9日の知事の定例記者会見で、「経済のグローバル化する流れの中で、貿易自由化の流れには賛成せざるを得ないと思つている」と発言されておりますが、あわせて「T P P参加により、県内農業に大きな影響が出ること、

滋賀の農業文化、農村地域社会の大打撃になることを懸念している」と発言されており、12月3日の県議会でも、「仮に参加することになれば、将来の県農業に大きな影響を及ぼすものと危惧している」と答弁されています。

また農業に関しては、農業産出額で約400億円の減少のほかに、農村社会のコミュニティや地域文化の形成等の多面的な機能の維持についても影響が出てくるものではないか、また産業分野に関しても、仮に参加せずに競合国が参加した場合、外需依存度の高い県産業においても、経済産業省の試算と同様に損失が出てくるなど産業に大きな影響があるため、国で議論を尽くしていただきたいと答弁されており、知事は、TPPに関しては、現時点では国での議論や動向また経済等への影響を把握する段階であると考えられておられ、本町におきましても情報収集や影響の把握に努めたいと考えております。

以上、若井議員さんのご質問に対する回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 8番、若井議員。

**○8番（若井敏子）** 私はこの間ずっと、議会の中で委員会等で協議する時も、この席でもよく言うのですけれども、町の職員さんはやはり竜王町の職員さんなんですから、竜王町がどうなるのかということはもっと分析し、じっくり考えてほしいなと思うのです。

滋賀民報が滋賀県全体で486億円の損失だという、生産額に対して、発表しまして、そのあと農協の方も401億円という数字を出しているのですね。それで竜王町は19億円だと。その内訳は、米の生産については9億円だと。そうしたらほかのものはどうなのか。牛肉もありますし鶏卵もありますし、具体的に竜王町の農業にはどういう影響があるのかというのは、やはり具体的な数字でつかんで、「これは大変なんや」ということがどこまで、今日の先ほどからの話ではないですけど、情報開示できるのかという、そこらあたりで職員さんはやはり、自分のこととして捉えるというのはそういうことではないのかなというふうと思うのです。ぜひ、竜王の影響については、農水省が出している生産減少率というのが、各品目ごとに出ているわけですから、竜王町を生産額をそこに当てはめればごく簡単に出てくる数字なわけですから、ぜひその辺は明らかにして、実際に実施されたらこんな影響があるということについては、議会にもお示しをいただきたいと思うのです。

お話の中で大変気になるのは、1つは、一般の新聞でも明らかにされているのは、経産省ですとか内閣府の見解は、やはり輸出大企業にとっての影響みたいな

数字が出てくるのですね。その話を仮にするならば、そうしたら今回のこのTPPは、農業の分野だけではなくて非常に広い、広範なところへの影響があるのだということについて、先ほどからお2人から答弁をいただいています、そこへの言及がなかった。そのことをどのように捉えているのかをお聞きしたいと思うのです。農業以外への影響というところです。

この前、農協の方が公開講座ということで東近江の農協本部ですか、あそこで公開講座をしましたのは、農協の職員さんも我々も含めて120～130人の人が集まったのですけれども、東大の鈴木先生ですか、お話しされたのですが、その中でどんな話をされているかということ、私の今回の質問は、農業以外の影響についてはどう思っているのかということについての再質問ですね。鈴木先生はこう言っておられるのですけど、日本の米は関税が安い輸入米にはとても勝てないのだと。今度の問題は、国民が食料を得られるかどうかという問題なのだ。農業以外の全品目が輸入品として競争や外国からの労働者の流入で、第2次産業も雇用も地域経済も大きな打撃を受けるのだと。例えばどういうことか、竜王町役場は今、日本人がみんな役場の職員さんですよ。タイの人が役場の職員さんになる可能性があるということなんですよ。普通はあまり考えにくいのですけれども、自由化というのはそういうものなんだということなんですよ。

それほど大きなと言っても、ちょっとピンとこないかも知れないのですが、農業分野だけの問題ではなくて、非常に大きな分野に影響があるのだということ、どの程度認識していただいているのかなということについて、改めてお伺いをしたいと思います。

○議長（寺島健一） 井口産業振興課長。

○産業振興課長（井口和人） 若井敏子議員さんの質問にお答えいたします。今回のTPPに伴います竜王町内の農産物等、先ほど米につきましての試算をさせていただきますが、他の農産物等の影響についてでございます。

竜王町につきましては、大きく実施させていただいていますが、米また生産調整に伴います小麦、また近江牛であります酪農関係の部分でございます。先ほども米につきましては約9億円の減少がすると申し上げたところでございます。小麦につきましては4,000万円、また牛乳等の乳製品でございます。それにつきましても4,000万円、また牛肉、近江牛の黒牛肉でございますが、それにつきましては6億3,000万円、また、鶏・鶏卵等でございますが、それにつきましても4,000万円の減少が見込まれるところでございます。

これらは、県が出しました数字をもとにした中での按分という形で、同じような考え方で算出させていただいたところでございます。

また、他の産業への影響でございます。TPPにつきましては今回、農業について回答させていただいたところでございます。他の産業につきましても、竜王町につきましては中小企業等、多く企業を抱えているところでございます。これらにつきましてもの影響も多大にあるかと思えます。これらにつきましてもの試算等、また金額等については把握もさせていただいてないところでございます。今後におきましては、情報が入り次第、竜王町における影響分につきましても、農業と同様の形での算出方法について出していき、またご提示もさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしまして、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 8番、若井議員。

○8番（若井敏子） 持っているのですから、最初から言ってくればいいんですよ。何か出し惜しみしてもらって。

県の対応ですけれども、私、この前、町長にお目にかかりましてこの問題での申し入れというものをさせていただいた時、私は確か町長は、竜王の立場みたいなことについては県へ行って話をしましたよというふうに言われたのかなと記憶していたのですが、先ほど知事には出会っていないというお話でしたので、ぜひこの問題について、今報告のあったこの数字というのは非常に大きいと思うのですね。米で9億円、牛肉で6億3,000万円、もし実施されるということになったら桁違いの数字ですからね。

こういう状態で、うちのまちはもう本当に壊滅、先ほど町村会の話に村が壊滅するという話がありましたけど、本当にそういうふうなことが想定される中であって、やはり町長は直接、出会っていないからということではなくて、わざわざでも出会いに行って、県知事に対しては、滋賀県はどう思ってくれるのかと、竜王町はこんな状況だと、知事、大きな輸出業者のことばかり考えてないで、県内の市町村のこともちゃんと考えてくださいよという話をちゃんとしてもらいたいと思うのです。表明の中でも、どんな認識をしていますかというお話の中でも、農業分野だけの話しか出てきませんでしたけれども、それなりの認識を持っているわけですから、ぜひ知事にも出会っていただいて、県にも要請してほしい。そのことについてのご答弁をお願いしておきたいと思えます。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） お答えさせていただきます。知事へ申し入れさせていただいた

のは、滋賀県の町村会という形で申し入れをさせていただいたところです。

今言われましたように、やはり影響は非常に大きなものがあると。例えば、水田がなくなれば自然環境が壊される、壊れていくということでもありますし、食料で健康が維持ということでもありますので、国民の健康にもやはりいろいろなまた影響も出てくると。いろいろな大きな問題があることも承知をいたしております。引き続き働きかけてまいりたいという具合に思います。

**○議長（寺島健一）** 次の質問に移ってください。8番、若井議員。

**○8番（若井敏子）** 次に、県立高校の統廃合について、質問をしたいと思います。

滋賀県と県教育委員会は、「県立学校のあり方検討委員会」の報告や「滋賀県産業教育審議会」からの答申を受けて、県立高校の統廃合について具体的な計画を練るとされていましたが、県下各地で統廃合反対の運動が大きく広がって、高校単位で守る会ができるなど、県は今年度中の方針発表を来年度にしたいと議会で答弁をしています。竜王町として、県のこの問題での取り組みについて何をどのように承知しておられるのか、竜王町の子どもや保護者の意見を聴取されたのかをお伺いしたいと思います。

仮に、県が考えているような統廃合が実施された場合、竜王町の子どもたちにどのような影響が考えられるかについてお伺いをしたいと思います。町長・教育長は、この問題について県に申し入れなどされているのか、されているとしたら、いつどのような内容であったのか、知事の返答についてもお伺いをしたいと思います。

過去10年間に、竜王町の中学生は結果的にはどのような高校を選択していたのかについて、統計的な経緯をお伺いしたいと思います。

この問題は、竜王町の子どもや保護者に少なからぬ不安を抱かせています。竜王町は1時間程度で自転車通学できる高校として、農業・商業・工業の専門校もあって、比較的多くの選択肢があります。これらの学校が統廃合されると選択の幅が狭まって、高校進学そのものができなくなる恐れもあります。地域の未来を支える子どもたちに豊かな教育を保障することは、政治の責務です。地域の将来、国の将来のために、統廃合計画については、関係者の意見を十分聞き取っていただいて今後の方向を決められるように県に対して改めて強く求めるところですけれども、今後の対応についてお伺いをしたいと思います。

**○議長（寺島健一）** 富長学務課長。

**○学務課長（富長宗生）** 若井敏子議員さんの「県立高校の統廃合について」のご質問にお答えいたします。

まず、最初の「町として県のこの問題での取り組みについて、何をどのように承知しているのか」、また「竜王町の子どもや保護者の意見を聴取されたのか」についてであります。議員ご高承のとおり、「県立学校のあり方検討委員会」が平成20年7月に設置され、県立高等学校の課程・学科のあり方、適正な規模のあり方、そして、県立学校の適正な配置のあり方の3項目について検討がなされ、その報告書が平成21年3月30日に出されております。

その中で、特に県立高校の統廃合に関連する内容として、適正な学校規模については、「1学年当たり概ね6学級から8学級程度が妥当」とし、ただし、「地域ごとの生徒数の増減や地理的条件などの地域性、教育内容等に応じた規模の妥当性、生徒の志望状況、学校の実情なども考慮する必要がある」と、まとめられております。

議員ご指摘のとおり、県は、この報告書と今年9月の滋賀県産業教育審議会の答申をもとに、県民の意見も聴取したうえで、今年度中に行う予定であった具体的な再編計画の策定を、より一層の周知と幅広い検討の必要性から、来年度中の策定にしたというふうに聞き及んでおります。

その一層の周知と幅広い意見聴取の1つとして、県教育委員会は、県内の各小中学校、特別支援学校の計349校のPTA会長宛てに説明会開催の案内文書を送付し、11月に県内7カ所で小中学生の保護者対象の説明会を実施されました。本町からも2つの小学校・中学校のPTAから、PTA会長や副会長が出席され意見を述べられたと聞いております。このような機会もあり、現在のところ、竜王町教育委員会が中心となって、子どもや保護者に対しこのことに関する意見聴取は実施しておりません。

続きまして、「仮に県が考えているような統廃合が実施された場合、竜王町の子どもたちにどのような影響が考えられるか」についてですが、具体的な再編計画が示されていない現在、具体的にお答えすることは難しいと存じます。そのこともあり、竜王町として単独で県に申し入れは行っておりませんが、町村教育長会等機会あるごとに、県立高校の再編により竜王町の子どもたちの進路選択の幅が狭まること決してないように、意見を申し述べているところであります。

次に、「過去10年間、どのように高校を選択していたのかの統計的な経緯」についてですが、中学校としましては、1年生から発達段階に応じて系統的・計画的に進路指導を実施しており、中学卒業後の進路についても早期から考えていきます。具体的な進学先については、本人や保護者の希望を第一に考える中で、

11月以降に相談や懇談を重ね決定されていくこととなります。また、高校の募集定員については、その年度の中学校卒業予定者数や進学志望の調査結果の動向等により、県が例年11月初旬頃に定員枠を定めています。

さて、議員ご高承のとおり、県立高校の通学区域は平成18年4月の新入学者から全県一区となりました。その結果、平成17年度卒業生から、普通科における進学先が多岐にわたるようになりました。新たに大津市・草津市・守山市・野洲市・栗東市方面への希望が増え、進学者数は、平成17年度の10名から平成21年度は20名へと、年々増加傾向にあります。また、昨年度は甲賀市・湖南市方面の普通科にも4名が進学しております。

続きまして、全日制の県立高校に進学した中での学科別の比率について申し上げます。ただ、基本となる分母数が少ないこともあり、年度によって大きく割合が変わることもありますが、竜王町の子どもたちの10年間を概観しますと、傾向として普通学科への進学割合が増えていると言えます。

10年前の平成12年度と昨年度の平成21年度で、全日制の県立高校に進学した中での学科別の割合を比べてみますと、次のようになります。普通学科が54.0%から63.7%へ、農業学科が8.0%から5.9%へ、工業学科が15.3%から15.7%へ、商業学科が13.1%から8.8%へ、家庭学科が0.7%から0%へ、総合学科が5.8%から5.9%へと、「今後の県立学校のあり方について」の報告どおりに、専門学科への志向が減り、普通学科への進学志向が増加しています。

最後に、今後のことについてでございますが、当然のことではあります、この高校再編計画については今後も注視し、これからも機会あるごとに、竜王町の子どもたちのこれまでのような多様な進路選択の幅が確保されますよう、今後も引き続き申し述べていきたいと存じます。以上、若井敏子議員への回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 8番、若井議員。

○8番（若井敏子） 今お答えをいただいたところですが、私自身が10年間の経緯を教えてほしいという話をしましたのは、今、近江八幡の3つの高校はどれも統廃合の対象に入っているという中で、それがなくなったらどうなるのだろうかという思いがあったので、10年間に主に3つの高校に何人ぐらい行っておられるのかなという、その人たちはどうなるのかなということから、経緯を教えてほしいという話をしたのです。

もちろん、甲西の方も行っていきますし、今は全県一区になりましたから、広範囲に行っていることかと思うのですけれども、今対象になっているところへ行っている人たちの進路が狭まったら大変だなという思いから聞いているものから、それはまた別に教えていただければなというふうに思います。

当初の答弁の中で、いくつか言われたのは、例えば適正規模の話ですとか、あとは言われなかったのですが、子どもの数が減るからとか財政難だからというようなことを県は説明しているのですね。でも、先ほどありました11月に7会場で報告があった時の会場からの質問ですとか答弁などをあわせると、適正規模の6～8学級というのは全く根拠がないものだというふうに、あり方検討会の会長自身が答弁しているのですね。だから、この理由は崩れてしまったと言われていまして、子どもの数が減るという問題も、減らないという結果ですね。子どもの数が減るというのは、生まれてくる子どもの数が減るかもしれないけれども、今度高校へ行く人というのは10年間、もう数は分かっているわけですから、その数自体は減らないということも明らかになりましたし、財政難という話もありますけれども、滋賀県は本当に全国では高校生一人に使うお金が非常に少ない県ですから、財政難だからもっと減らすのだと言われてたら、「教育なんやの？」という話になりますから、ぜひ、竜王の立場も知事に伝えていただいて、今度また来年度には方向を出すということがありましたので、ぜひ機会を見つけて、竜王町としてやはりちゃんと言ってもらう、このことが大事ではないかなと思うのです。もちろん、いろいろな組織を通じてのお話もありましたし、先ほどは町長も町村会とは言わないのですか、町長の会議でもそういう団体名で申し入れをしているという話もありましたけれども、竜王町としての思いというのを知事にきちんと伝えてもらうと。そのことが大事だと思うのです。そういうことを伝えているのだということを、また町民の皆さんにお返りする。こういう状態ですよというのをお返りするということも大事ではないのかなと思いますので、教育長にはその辺ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（寺島健一） 今の要望でよろしいですか。

○8番（若井敏子） お答えいただきます。

○議長（寺島健一） 岡谷教育長。

○教育長（岡谷ふさ子） 若井議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

町村教育長会という組織がございまして、そこで県の教委総務課から来ていただきまして、この件につきまして研修会を特別に持たせていただきました。

その中で、各町からそれぞれ意見を述べたところでございますし、今後もまたこの件につきましては注視しておりますので、今、若井さんがおっしゃいましたとおり、竜王町といたしましても竜王町の子どもたちが不利益を被らないようにということで、積極的に申し述べていきたいと考えております。

このことにつきまして、私、もう1つやはり忘れてはならないことは、今後の県立学校のあり方についてということの前に、魅力と活力のある学校づくりに向けた県立高校の再編と、こういうふうになってございます。そういう意味では、それぞれの学校が規模の大小にかかわらず、魅力のある、子どもたちが「行ってみたい」「学んでみたい」と思う、そういう学校づくりをすることも大切なことかなと考えております。そういう意味では、今後そういう方向に向かってもご努力をしていただけるものと思っておりますので、そういうことがやはり前提となっていていろいろと検討されるということも必要かなと思います。以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 8番、若井議員。

**○8番（若井敏子）** 3つ目です。「高齢者の健康と命をまもるために」ということで質問をいたします。

今日まで高齢者の医療費助成ですとか、あるいは保険料に対する助成については、国保法との関係で問題にしてまいりました。今回、国の方から新しい制度が出たということを確認しましたので、これについての町の考え方を質していきたいと思っております。

厚生労働省は、2013年度から70歳から74歳の医療費についても、窓口負担を現行の1割から、70歳到達後に順次2割に引き上げることを提案しました。

北海道の保険医会は、「これ以上の負担増は、高齢者の健康と命に大きな影響を与えることが懸念される」としてしています。そして、「G7の中で窓口負担が原則無料ではない国、それは日本と国民皆保険制度のないアメリカだけである」と述べて、「長引く不況の中で、医療給付費と保険料を連動させて全世帯に負担増を強いることは、さらに受診抑制を増大させるために、断じて容認できない」として、「厚生労働省の方針に断固反対し、即時撤回を強く求める」としてしています。北海道だけでなく、保険医の皆さん、これは共通の思いではないかと思うのです。この2割への引き上げで、竜王町の高齢者負担はどのようになるのかを、まずご説明いただきたいと思っております。

次に、厚労省は9月に、国保の患者負担の減免について新基準を示す通知を出しました。これまでの減免基準は、「災害や事業の休廃止、失業、農作物の不作、不漁等によって収入が著しく減少したとき」とされてきましたが、新しい基準の方は、収入の減少について、その基準を明確にし、減免期間も明示しました。減免額の2分の1は国が負担するとしています。

さらに、厚労省は新基準の通知について「Q&A」を事務連絡し、市町村の基準が国の基準より狭い場合には、拡大を要請するとともに、独自の広い基準も認めています。この通知によって、竜王町の減免制度も整備しなければならないと思われそうですが、これへの対応はどのようにされるのかをお伺いしたいと思います。

**○議長（寺島健一）** この際申し上げます。会議時間を延長いたしますので、あらかじめご了承願います。

田中住民税務課長。

**○住民税務課長（田中秀樹）** 若井敏子議員さんの「高齢者の健康と命をまもるために」についてのご質問にお答えいたします。

まず、国においては高齢者のための新たな医療制度等について、「高齢者医療制度等改革会議」を設置し検討を重ねられ、国民の意識調査や地方公聴会を開催するなどして幅広く意見を伺う取り組みをあわせて進められ、12月8日に最終の取りまとめをされたところです。

高齢化の進展により医療費が増大する中で、その医療費を賄う財源を誰がどのように負担するかということが大きな課題であります。財源としては、公費、高齢者の保険料、現役世代の保険料ならびに患者負担以外になく、負担増を伴わない解決策はないと言われております。そのためには、世代間や世代内の公平等に配慮しつつ、無理のない負担となるように、支え合い、助け合いを進めて、より納得のいく負担の組み合わせによる制度の実現をしなければならないとされています。

こうした検討を進める中で、患者負担につきましては、これまで、義務教育就学前は2割、それ以降69歳までは3割、70歳から74歳までは2割、75歳以降は1割と、年齢に応じて負担割合を設定する方向で見直しが行われてきました。

しかしながら、70歳から74歳までの方の負担割合については、現在2割負担と法律で定められておりますが、国において毎年度約2,000億円の予算措置により1割負担に凍結されているところであり、70歳を境に急に負担割合が

低下する仕組みになっています。このため、個人の負担が増加しないよう配慮するため、70歳から74歳の方の患者負担については、新たな制度の施行以後、70歳に到達する方から段階的に本来の2割負担にするというものでございます。

また、特に配慮すべき低所得者の方につきましては、1割負担でも2割負担でも、高額療養費の自己負担限度額は同額とされます。

さて、2割への引き上げで竜王町の高齢者負担はどうなるのかというご質問でございますが、直近の平成22年10月診療分で試算してみますと、1件当たりの1割負担の平均額が通院の場合3,470円でございますので、これが2割負担となりますと、負担額が3,470円増えて6,940円になるという計算になります。

次に、国保の患者負担の減免制度の整備についてのお尋ねでございますが、このことにつきましては、過去にもご質問をいただき、ご回答をさせていただいた経過がございます。現在、滋賀県内では、大津市を除いては規則等を定めている市町はございません。

町といたしましては、滋賀県国民健康保険団体連合会に県内の市町で構成する国保問題研究会が設置されており、この研究会で、制度整備等の対応について以前より検討をしておりますので、県内市町と足並みを揃えて取り組みたいと考えています。現在、研究会では、減免制度の実施は医療機関での取り扱いもあることから、県下統一的一かつ一斉に実施をすることが望ましいとしており、減免制度の規則（案）等について検討されている状況でありますので、ご理解を賜わりたいと存じます。

以上をもちまして、若井議員さんの質問に対する回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 8番、若井議員。

**○8番（若井敏子）** 県の国保連ですか、そこに研究会があって、県内で足並みを揃えてやりたいということなんで、それが望ましいのだというふうなことは、そこで決めておられることなのかどうか知らないのですけれども、この通達を見ますと、「みんな相談して、決まったらしなさいよ」という話ではないと思うのですね。この通達の見方では、今既に実施しているところで、国が言っている基準よりも低いところは、もっと引き上げなさいと。それよりも高いところについては、わざわざ下げる必要はないですよ。そこまで話をしているわけですから、「十分相談してゆっくりやりなさいよ」という話では、私はないと思ってこの通

達を読んでいるのですけれども。だから、市町村に違いがあっても構わないという事も当然ここでは認めているのかなというふうに思うのですよ。

とりあえず、竜王としてはどういう考えを持っているのかと。やるのか、やらないのかということについては、まず明らかにしてほしいし、それが「来年は無理です。再来年に何とかありますでしょう」というのでは、やはり通達の意味が何もないと思うので、早期にそういう制度ができるようなことを町としてどういうふうに考えているのかについて、改めてお伺いをしたいと思います。

**○議長（寺島健一）** 田中住民税務課長。

**○住民税務課長（田中秀樹）** ただいま若井議員さんから、統一して足並みを揃えてする必要があるのかとか、特に通達では統一とは言っていないということで、竜王町はどうするかというご質問がございました。

これにつきましては、先ほども言いましたように、特にこの窓口が医療機関での取り扱いとなります。だから、あそこの町はこう、ここの町はこう、ということだと、受付をするところは医療機関ですので、その窓口が混乱するという事も避けなければならないということがありまして、国保問題研究会では統一していこうということでもあります。

そこで、国保問題研究会の今の状況につきましては、先ほどもお答えしましたように、現在は減免制度の叩き台を研究会で作成中であります。年度内の会議においてその内容が示されるように伺っております。その後は、各市町村の意見を調整・集約して、県内統一した制度の策定になるように、今進められている予定であります。具体的な日程等についてはまだ決まっているわけではございませんが、竜王町といたしましては、県下統一してこの国保問題研究会の中に入りながら作業を進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきますようによりしくお願いいたします。

**○議長（寺島健一）** 10番、小森重剛議員。

**○10番（小森重剛）** 私は今回、1問の質問をさせていただきます。農業政策の経営所得安定対策等の具体化について、質問を行います。

今日の農業は、米価の下落に拍車がかかり、大変厳しい経営状況にあります。こうした中では農業後継者が育たないのが現実であり、若い後継者が離農することにより離農の連鎖反応が起こっております。

私たちは、全町ほ場整備事業での美田は先人が残してくれた財産であり、この農地を後世に引き継ぐ義務があります。しかし、個々での農業経営はコストが高

くつき、採算が取れないのが現実であります。

国の政権交代で農業政策は方針の転換等が行われ、現内閣においては、環太平洋戦略的経済連携協定、いわゆる T P P の締結を推進しようとしています。この政策は国内農業者に与える影響が非常に大きく、経営困難を引き起こすことは明らかであり、経営規模の拡大を迫られることは必至であると考えます。

そこで、農地の受委託についての現状をどのように把握されているのか、また、受委託制度において受託者に対する条件・制限、たとえば受託面積・労働力等について設けられているのか、お伺いをします。

また、今まで推進してきている集落営農法人の設立を積極的に進めることが重要であり、将来的には全町各集落の農業法人を1つの法人として経営することが理想とする姿であります。これら実現のためには町行政による格段の指導と支援が重要であるとの思いから、今後の農業について行政指導をどのように進めようとしているのか、また、竜王町農業の将来展望をどのように見ておられるのかをお伺いいたします。よろしくお願いたします。

○議長（寺島健一） 井口産業振興課長。

○産業振興課長（井口和人） 小森重剛議員さんの「農業政策の経営所得安定対策等の具体化について」のご質問にお答えいたします。

既にご高承のとおり、日本の米および水田農業をめぐっては、米の消費減少と価格の下落とが相まって農家の収入が減少するとともに、農業従事者の減少、高齢化などから離農が進み、今日まで受け継がれてきた農地の維持と農業経営が困難な状況となりつつあります。

このような中、平成17年10月に公表されました経営所得安定対策等大綱において、地域の担い手となる農業者に農地の集積を図り、農業経営規模の拡大による農業経営の安定化と、あわせて地域の農地を守るために担い手農家を育成確保する取り組みが平成19年度から実施されています。

兼業農家が多い本町は、認定農業者とあわせて集落営農組織を地域農業の担い手として位置づけ、担い手の確保・育成支援活動を行ってきました。認定農業者につきましては、竜王町農業基本構想に示した効率的かつ安定的な農業経営体を育成するため、竜王町農業経営改善計画認定制度において、現状耕作面積が2ha以上で申請者が60歳未満であること、または、60歳以上であっても農業後継者を定める場合には、65歳未満である方で農業に対して意欲的な農業者であって、年間総労働時間2,000時間、年間所得500万円を目指し、自らが今後

5年間の農業経営規模拡大に係る目標面積や、生産方式・経営管理の合理化に向けた方策、およびこれらを改善するための労働力条件等について農業経営改善計画書としてまとめ、同計画について関係機関と生産者で構成する竜王町経営改善計画認定審査委員会において審査いただいたうえで、町がこれを認定しております。現在31名の認定農業者を認定させていただいており、それぞれ5年後に順次再審査をいたしているところであります。

町内の経営体の規模拡大における農地の利用権（賃借権）等の設定されている面積については、本年11月時点で、町全体で約540ha（39%）で、うち認定農業者における利用権等の設定面積は町内の13%に当たる約186haとなっており、また、集落営農組織であります特定農業団体における受託経営面積は約200haとなっております。

集落の農地は集落で守る農業と効率的で安定的な農業を推進するため、集落営農の農業生産法人を設立するための前段として特定農業団体を19組織設立していただき、現在、農業生産法人を2組織設立していただいております。

そうしたことから、本町では認定農業者と集落営農組織の2本柱により、これまで以上に農業生産の効率化と経営の安定化、ならびに離農等せざるを得ない農業者の農地の受け皿を地域が一丸となって整備していくことが、地域農業をも維持できるものと考えております。

集落営農組織・特定農業団体は、さまざまな実態や成熟進度に違いがあります。集落の実態に即した営農組織の強化、水稻を含めた協業化や法人化の推進など、関係機関と協力し、地域に即した地域農業をこれまで以上に進めるとともに、認定農業者と集落営農組織が一丸となって地域の農地を自分たちで守ることが、この美しい農村風景を次世代に受け継ぐことと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたしまして、以上、小森議員さんへのご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 10番、小森議員。

○10番（小森重剛） 今、回答をもらって、認定農業とかの中身ですけど、将来の見通しというのは詳しい答えがもらえてないのですけれども。たちまち認定さん、推移として私も調べた経緯があるのですけれども、平成12年から農家戸数を見ますと、5年間で、平成17年から見ますともう102戸、農家戸数としては減っているのです。また、専業農家、平成12年で見たら、昭和代から見たら32戸になって、もう102戸も減っておるということです。特に農業従事者なんか、

もう平成12年から5年間の17年まででしたら、438人も減っておるといような状況であるということで、これはもう切実な根が1つあると思います。

それと、農地法が改正されまして、平成17年には特定の借り受けについては、特定法人貸付事業というような事業があつて、これは農業の中身をしておる人だけとかということだったのが、21年になりましたら一般企業が、市町村を介することなく一定の要件を満たせば農地を借り受けられる仕組みを創設されたといふ中身になっておるのです。

ということは、町を介しなくても、農業委員会を介しなくても、一定の条件を満たしたら、貸してくださいよという中身の解釈ができるのです。その辺が町としてどういうようにお考えになっているのか。

また、12月の広報にも出ているのですけれども、竜王町は、農業委員会などと協力して農用地の出し手と受け手の利用関係を調整しますよと。これはよろしいわ。竜王町は、利用関係の調整の結果など取りまとめ、関係者の同意を得て賃借や売買の手続き、農用地利用集積計画の作成をしますと。これによって、個々の契約は要らないと。けれども、この3番目に竜王町は申請する土地を含めて20反以上の受け手であれば、利用権設定の申請ができますよと。これは中でやる時ですね。20反以上持っていたら。20反なければ3条申請をしなさいといふ中身だと思うのですけれども、農地法でいったら、もっと単純に考えたら、一般企業がもし手を挙げて、私が仮に5反つくって10町つくっていたと。一般企業が入ってきて、「お宅の田をつくりますよ」と言ってきた場合に、この農地法で判断すれば、「つくってください」と言つてつくってもらえるわけですね。とした場合に、先ほど回答もらったように、我々の田は我々の手で守っていくということが、守られていけない状況に陥ると思うのです。

土地改良ができた水路等々、畔草刈り、よその全然関係ない業者が来て、「田を植えました」「刈りました」「荷を持って帰りました」「あとは知りませんよ」と、こんな状況が発生しかねない状況が出てくると思うのです。その辺は町としてどのように対処をされておるのかということが1点です。

それと、先ほどもう1つ回答がもらえてないのですけれども、所得の安定です。今年22年に米戸別補償制度ができて、1反当1万5,000円、飯米を除いて作付者に交付しますよと、戸別補償しますよといつて大々的に旗印をあげられました。けど、悲しいかな、竜王町にはまた減反というものが裏にはついて回っていますので、これを平準化をすれば、全部、単純に1万5,000円もらえ

るなど思っていたら大きな間違いで、私、試算しましたら1万円ちょっと、反当1万円ちょっとぐらいにしかならないというような勘定です。

ということはなぜかと申しますと、これについてはブロック移動、減反についてはブロック別にローテーションを組んで回っておるという仕組みがございますので、これについてはブロックでかかる人とかからない人が、不公平ができてくるということで、これは当然、1万5,000円は平等割をしなくてはならないだろうという中身で、こういう1万円ちょっと、1万500円か、高く払っても600円か700円程度になるということです。

これともう1つ、価格の補償ということで、私も農協にも聞いてみましたけれども、21年産米の最終精算もまだ、22年産がもう出荷し終わっているのに、21年産も最終精算は打たれてないというのが現実です。

この辺についてもやはり、きっちりした金が、いくら、どうやって入ってくるのかという、やはりこれを安定させてあげるのが行政であって、我々農家にとっては安心できる農業ではないかなと私はこう考えるのですけれども、その辺について行政としてはどのようにお考えを持っておられるのか、お伺いします。

**○議長（寺島健一）** 井口産業振興課長。

**○産業振興課長（井口和人）** 小森議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

1点目の企業参入でございます。これにつきましては、農地法の改正により、企業が農地を持てるということになっておるわけでございますが、竜王町におきましては企業参入、今現在はないわけでございます。また、竜王町につきましても現在、特定農業団体・担い手農家等の育成を図る中におきまして、各地域におきまして特定農用地利用規程というものを作成していただく中において、地域の農地は誰に渡すかという形で、それぞれの集落において規程をつくっていただいているところでございます。

そのことから、地域の農地につきましては私どもが決めております担い手となる認定農業者・特定農業団体への土地の集積ということで推進をしていきたい。また、企業参入については認めていないという状況でございます。

もう1つ、価格の補償でございます。今年度から戸別補償制度が始まったわけでございます。これにつきましては、平成22年度は米のモデル対策という形におきまして戸別所得補償制度が実施されたところでございます。それに伴いまして、1反当たり1万5,000円の米の補てんという形でされたわけでございます。しかしながら、戸別補償制度につきましては平成23年度からはあらゆる分

野、小麦・大豆・ソバ等における作付者に対しての戸別補償という部分でございます。につきまして転作後されている分野につきましても、作物に対しての戸別補償という形で、平成23年度から実施されることとなっておりますので、平成22年度につきましてはモデル対策という形での戸別補償制度でございますので、この点につきましてはご理解のほどお願いいたしまして、小森議員さんへのご回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 10番、小森議員。

○10番（小森重剛） 試行的とかいう話、大々的に反当たり1万5,000円補償しますよと言われたばかりに、農家さんは業者から買い叩かれているわけですよ。反別に割ったら、1俵1,000円かそこらですよ。1万5,000円もらっても。「その分はもう補償されるのだから、安く買うぞ。1万5,000円もらえるではないか。だから安く売れよ」というふうに買い叩かれているのですよ。この防止はどうやってしていくのかなど。1点。「1万5,000円と初めからアドバランが上がったから、その分もらえるのだから、高く売らなくても安く売ってもよろしいでしょう」と言って、買い叩かれているわけですよ。この防止はどうするのかということ。

それともう1つ、会社の参入はないと、私も勉強不足で分からないのですが、株式会社グリーンサポート酪農というのは、これは東近江さんですが、これはどういう団体ですか。これについても説明を願いたいと思います。

○議長（寺島健一） 井口産業振興課長。

○産業振興課長（井口和人） 小森議員さんの酪農の企業という形でのご質問でございます。これにつきましては、品目横断経営安定対策が始まった時でございます。その時におきまして、担い手の確保という部分で特定農業団体等が設立されない地域における農業者の支援という形で、東近江地域におきまして酪農組合、農業法人でございますが、それらを設立する中におきまして、地域の農業者の育成を兼ねた中での団体というように聞かせてもいただき、竜王町におきましても、その団体に入らせていただいている方々もおられるわけでございます。

それらにつきましては、集落の特定農業団体等を設立されていない所におきまして、小麦また大豆等を作付けされている生産者でございますことから、地域での農業を守っていくという団体での設立と聞かせていただいております。

また、価格につきましては、竜王町の部分につきましては全量ほぼ、農協さんの方に出荷もしていただいているわけでございます。価格につきましては農協の

方から提示される金額での価格という部分でございますことから、町といたしましてはその部分につきましては把握もさせていただいてない状況でございますので、よろしく願いいたしまして、回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** この際申し上げます。ここで午後5時30分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後5時22分

再開 午後5時30分

**○議長（寺島健一）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、山田義明議員。

**○5番（山田義明）** 「教育でまちづくりを」について伺います。

私たちが暮らす竜王町は、環境に恵まれた、住みたいまちの上位にあがるまちではありますが、これは、先人が創意や工夫で築いてこられた賜物であります。これから先のこのまちの目指す姿は、「総合計画」のもと各分野で推し進められることではありますが、やはり基本はここに住む人であり、それを育む教育であると私は思います。

町の教育委員会では、教育全般にわたり日々鋭意に取り組んでいただいている中、少子高齢化や情報・国際化の時代に対応した取り組みも求められております。

つきましては、1点目として、次代を担う学童に生きる力を育む1つとして、グローバル社会でのコミュニケーションツールである英語の会話能力の向上を目指した教育特区の取り組みや、その成果発表の場の1つとして、町内スピーチ大会の開催や県大会等の誘致・開催はできないのか。

2点目として、生涯教育では各専門分野において格別の取り組みをされているが、成人者全体を対象とした取り組みとして、先の見えないこの時代に果敢に生き、活力の湧く講演等の年間複数回の開催はできないのか。

3点目として、教育委員会は今、少子高齢化や情報・国際化の時代のニーズに対応した取り組みをどのようにされているのか。

以上3点の「教育でまちづくり」の挑戦と状況についてお伺いします。

**○議長（寺島健一）** 赤佐教育次長。

**○教育次長（赤佐九彦）** 山田議員さんの「教育でまちづくりを」についてのご質問にお答えいたします。

まず、議員ご指摘のとおり、今日のグローバル社会における生きる力を育むうえで、コミュニケーションツールとしての子どもたちの英会話能力の育成は必要

不可欠なものと言ってよく、構造改革特区制度が始まった平成15年度以降、認定された教育特区の中でも、英語教育を行う特区が最も多いという状況であります。

その成果や、また、時代の要請に応じる形で、来年度から完全実施される小学校の新しい学習指導要領では、議員ご高承のとおり、小学校5・6年において外国語活動が教育課程の中に位置づけられております。

竜王町教育委員会といたしましても、英語教育の重要性を認識し、昨年度は「外国語活動における教材の効果的な活用及び評価の在り方等に関する実践研究事業」の研究指定を受け、授業研究に取り組み、その研究成果を昨年11月13日に発表いたしました。また、今年度におきましても「外国語活動スプレッド事業」の研究指定を受け、研究を重ねてまいりました。

その成果につきましては、先月の11月26日に竜王小学校において発表したところであります。当日は議員にもご出席いただきました。ありがとうございます。今後とも、英語教育のさらなる充実に、鋭意努めてまいります。

その一環として、英語弁論大会等につきましても、積極的に考えていきたいと存じます。今年度は、民間主催の英語スピーチ大会を教育委員会として後援をしたところであります。また、国際交流事業であるスーセマリー市との派遣・受け入れ交流につきましても、今後も継続をし、国際理解や英語学習にとって、生きた環境と申しますか、子どもたちにとって刺激のある環境づくりに努めていきたいと存じます。

2点目の生涯教育の取り組みについてですが、教育委員会では、社会の変化を踏まえた現代的課題解決のため、現公民館のコンバージョン事業により新しい公民館づくりに取り組んでおります。生まれ変わる公民館では、これまでの公民館が十分に果たし得なかったまちづくりや人づくりを担う拠点としての新たな活動推進とともに、情報の提供を大きな柱と位置づけております。

議員仰せのとおり、まちづくりにかかわる成人を対象に、先の見えないこの時代に果敢に生き、活力の湧く講演等を年間開催することは非常に重要であると考えます。このことを実現していくため、具体的には、まちづくりチャレンジ88の皆さんとも連携しながら、全国における少子化対策や地域活性化への取り組みの成功事例について、関係者を招いての報告会や公開講演会を年間にわたり開催するため、まちづくり交付金ソフト事業の活用なども含め、その実現に向け、現在、鋭意取り組んでおります。

最後になります。教育委員会として時代のニーズに対応した取り組みをどのようにしているのかについてのご質問にお答えいたします。今日、学校教育に求められている事柄は多岐にわたっておりますが、何よりも大切なことは「生きる力」の育成であり、その中でも「確かな学力」の育成は学校教育における目標の根幹であると言えます。

昨年度に取り組みました全国学力学習状況調査を踏まえた「学力向上アクションプラン」については高い評価を受け、滋賀県の代表として全国場で発表を行ったことは、以前の議会答弁でお話しをいたしました。今年度は、保護者との連携を一層強め、家庭学習の定着を進める取り組みに、昨年度立ち上げました「PTA学力向上委員会」として力を入れております。

11月1日には教育フォーラムを開催いたしました。初回ということもあり参加者は少なめでしたが、内容の充実したものであったと、参加された皆様から高い評価をいただきました。全国学力学習状況調査の質問紙調査から分かる竜王町の子どもたちの状況や各小中学校やPTAの取り組みの発表、そして、全国で学力トップである福井県から小学校長を招き、先進的な取り組みの貴重なお話を伺いました。

以上のことは一例ではありますが、このように広い視野に立って、さまざまな視点から竜王町の子どもたちの生きる力の育成に向け、教育委員会として努力しております。つい先日、12月6日には、滋賀県の末松教育長が、急遽、竜王町の教育現場の視察に来られました。このことは、前段に述べました、今日までの竜王町としての教育への取り組みの成果と感じております。

教育委員会といたしましては、議員仰せのとおり「教育でまちづくりを」の視点を大切にし、竜王町の教育の推進に今後とも一層努力してまいりたいと考えております。今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。以上、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 5番、山田議員。

○5番（山田義明） ご回答をいただいたのですが、1点目の件でございます。教育特区に関してのことでございますが、具体的に取り組んでいかれるのか、判断をしかねるような内容でございましたのと、2点目は、スピーチ大会の民間の方で教育委員会も応援しましたという返答でございましたが、こういうことが県であるのか。もしあるのだったら、県の大会を誘致するとか、あるいは町内でも教育委員会で主催になってやるとか、そういう前向きな話がなかったもので、そこら

辺の取り組みをお答えいただきたいなど、かように思います。よろしくお願ひします。

**○議長（寺島健一）** 赤佐教育次長。

**○教育次長（赤佐九彦）** 2点お尋ねをいただいたのですけれども、そのうちの教育特区について、私の方からお答えをさせていただきたいと思ひます。

この特区制度が目指すものということでございますけれども、ご承知のように特定の地域だけに全国一律の規制とは違ふ制度を認める仕組みということでございまして、この構造改革特区の成功事例によりまして、全国的な規制改革に波及させまして、国全体の経済の活性化につなげるためのものと、皆様もご承知いただいておりますとおりでございます。

議員が提唱されております英語教育に関わる教育特区については、先ほども申し上げましたが、特区制度が設けられ多くの自治体が認定申請されまして、実践と評価がなされる中で大きな成果があったとされる事例の1つでございます。

このことを受けまして、来年度から改訂となります学習指導要領に、小学校からの英語教育が盛り込まれましたが、特区という一部の取り組みが全国版として小学校から英語教育に取り組む仕組みができ上がったところでもございます。英語教育の重要性が国民の中にしっかりと、改めて認識されたものであると考えております。

竜王町においてもさまざまな手法をもって、さらなる充実に向けて取り組んでまいりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

**○議長（寺島健一）** 富長学務課長。

**○学務課長（富長宗生）** もう1点の英語のスピーチ大会等の勧誘・誘致につきまして、ご回答いたします。

滋賀県の中では、中学校英語科研究会（中英研）と呼ばれる組織がスピーチコンテスト・スピーチ大会を実施しております。ただ、それはその中で開催地をブロックごとに分けておりまして、ローテーションさせているというふうなことが実際ございます。こちらの方のブロックになった時には、ぜひ竜王町の方で開催をしたいというふうに希望を申し述べたいというふうに思ひます。以上でございます。

（「町内独自のそれはどうなんでしょうか。どういうように考えておられるか」との山田議員の発言あり）

英語科教育については、力を入れていきたいと思っております。その中の一環

として、将来、例えばスピーチ大会等の形で子どもたちが発表できるような場が設定できればよいかなというふうに思っておりますが、具体的にはまだそこまで検討しておりません。そういう実態でございます。以上でございます。

○議長（寺島健一） 5番、山田議員。

○5番（山田義明） まあまあ、これから先の話のような感じでございますので、ひとつまたこれからこういう格好でグローバル社会に対応できる教育も取り組んでまちづくりを進めてもらいたいと思います。

次の質問に移らせていただいてもよろしいですか。

○議長（寺島健一） 次の質問をお願いします。

○5番（山田義明） 「このまちの6次産業をどう育てるか」ということでお伺いいたします。

竜王町は自然豊かな田園風景が広がり、一見のどかに見えるまちではありますが、こと農業については厳しい環境のもと、生産が続けられています。EPAやTPP等の取り組みいかんでは、水田作に及ぼす影響は多大であるとともに、いつまでも時代が止まる状態でもありません。また、町内においては水田を守る後継者の不足で、農地資源の保全が継続されない恐れも十分に秘められた状態にあります。このまま続けば農業・工業・商業のバランスの取れたまちは、いつの間にか崩れます。この水田をしっかり守り、このまちの衰退を食い止めるには、やはり6次産業の育成が急務と思うものであります。

国サイドでは、個人農家の大規模化や集落営農による法人化も視野に入れておられるかと思いますが、竜王町は独自の発想のもと、一体化した状態で6次産業化の模索をすべきではないでしょうか。とりあえずは、水田を主とした取り組みでの指導者の確保であり協力者の支援であります。そしてさらに、リスクも多いのですが、暗中模索も覚悟で竜王町の未来を切り拓く、小さくとも竜王町モデルというものをつくるのがベターではないかと考えます。ぜひ、人材や必要環境の整備・確保で、1次産業の6次産業化の実現に本腰を入れていただきたく、これに対する取り組み姿勢をお伺いいたします。

○議長（寺島健一） 井口産業振興課長。

○産業振興課長（井口和人） 山田議員さんの「このまちの6次産業をどう育てるか」のご質問にお答えします。

議員ご高承のとおり、これまで40年余り続けられてきた米の生産調整施策は農業者の間で不公平感を生み、麦や大豆の生産転換も円滑に進まない状況から、

食料自給率は41%であります。さらに、農業所得の減少、担い手不足の深刻化、非効率的な農用地利用、農村活力の低下といった厳しい状況であります。

こうした中、国内の農地を最大限に活用し、そこで生産された安全で質の高い農産物や、それらを原料とした加工品等に付加価値等をつけ販売することができれば、食料自給率の向上だけでなく食料事情の安定化と市場の拡大にもつながることから、平成22年3月に「食料・農業・農村基本計画」に「食」と「地域」の再生を取り入れた見直しがされ、6次産業化を目指すとされています。

滋賀県においても本年度に魅力ある農業・農村の創造に向けた「しがの農業水産業新戦略プラン」が見直しされようとしています。

また、竜王町では、農業・商業・工業のいずれもの産業が調和した中でのまちづくりを第五次総合計画においても進める計画であります。とりわけ、農業においては、産業基盤として全町ほ場整備等の土地基盤整備・農業構造改善事業の実施と、近江米の主産地としての米をはじめ小麦・大豆・そば・果樹・野菜等の環境こだわり農産物の生産にも力を入れているところであります。

ご質問の6次産業化であります。6次産業とは、1次産業(農林業)・2次産業(製造業)・3次産業(小売業)に農業者が主体的かつ総合的に関わることによつて、これまで2次・3次産業の事業者が得ていた付加価値を農業者自らが得られ、農業を続けながら利益を上げることができ、土地の資源を有効に活用することで地域活性化にもつながると期待されているものです。

近隣の甲賀市の農業生産法人では、農家から“もち米”を市場の5割高く購入し、正月用の餅のほか草もちや米粉の麺を作って直売施設で販売されているところ です。

竜王町においても、6次産業に該当するものとして、町内で採れたイチゴ・ナシ等の果物を使用し、農業者団体が加工・製品化し、みらいパークと協力をされ大型商業店舗に販売されているところであります。

また、現在、竹山町長が提唱される「土産土法」に基づき、地域での特産物の発掘を目指し、みらいパークにおいてそれぞれ得意とする分野(生産・加工・販売)を連携することで、これまでになく特産品を研究開発するため、専門の講師、専門の学校の協力を得ながら、6次産業化に向け取り組みが進められているところ であります。

議員ご指摘の、水田を利用した取り組みでの指導者の確保であります。現在、県より地域の産地づくりの普及担当として、常駐ではありませんが、生産者の指

導をしていただき、その成果として新たな数名の生産者と農業者の育成をいただいているところです。現在のところ、道の駅・アグリパーク・JA等での生産販売のみで、製品化までには至っていないのが現状であります。

特に、経済状況が厳しい中であって、竹山町政としては、その1つに「農業による土産土法のまちづくり」を目指しております。このことが、6次産業化に向けた取り組みと考えております。そうしたことから、今後、町におきましては、生産者育成と生産品目の選定と製品化までできるよう、専門の技術職員の人材確保について関係機関へ要請を行い、6次産業化に向けての支援を図ってまいりたいと考えております。議員皆様方におきましても、ご理解、ご協力をお願いし、山田議員さんへのご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 5番、山田議員。

○5番（山田義明） 私がここに書いていたのは、小さくとも竜王町モデルをつくってもらいたいということは、個人農家の大規模化というか、あるいはまた集落営農の法人化という、どちらかと言えば1次・2次的な内容ではないかと私は思います。

そこで、何とか3次を取り入れて、6次産業と言われているのですが、法人化をするというのは、私としても理想としては、例えば一部上場でしたら、例えば食肉関係でしたら日本ハムとか、あるいはハウス食品とか、いろいろあるわけです。昨日も大塚ホールディングスというのができたのですけれども、大塚食品ではボンカレーとか、ああいう格好で、もう少し、そんな大層な話ではないけれども、小さいところからやはり、このまちの産業を、この6次産業を何とか育てて、「株式会社竜王」でも結構ですし、そういった格好でもう少し夢のある、田園を利用して活用して、そういう事業を進めてもらったらどうかと、こういう思いがあるのです。そこら辺で、土産土法とっていろいろと町長の方は話を進めてもらっておるのですが、ひとつ町長の方からこういった考え方につきまして、6次産業化に向けてどういう思いというか、夢があるのか、もしできたらそういった点がございましたら、お願いしたいなと思います。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 山田議員さんの質問にお答えさせていただきます。

山田議員さんは6次産業ということを言われているわけですが、6次産業だけにこだわらないとするならば、既に4次・5次あわせて新しい取り組みは、この竜王町でどんどんと進んできたというように私は判断をいたしてお

ります。

私は、先ほど回答申し上げましたとおり、まちづくりのキーワードとして、その1つに「土産土法」をうたっておりますが、この土産土法によって新しい事業を起こすということ、これはもう願ってもないことでございますけれども、新しい発見、また新しい組み合わせで新しい商品ができた。その時に、「あっ！これが土産土法ということなんだな」と気づいていただくことが、やはりこの町において私が願っている土産土法でございます。

山之上レディースさんが手作りのジャム、それから道の駅におきましては「うし丸」のグッズ、それからお菓子、こういったものはもう言うまでもございませぬ。道の駅かがみの里、あるいはアグリパーク竜王におきまして、野菜を今、直販していますが、生産と販売が一緒になった、そしてその中に地元農家の方と、あるいは消費者、買い求められる方との「ふれあい」というその付加価値が、そこに生まれているわけでございます。こういったこともあわせまして、これまた土産土法ではないかなという具合に思っているところでございます。

それから、今度、株式会社雪国まいたけさんが滋賀パッケージセンターということで、カット野菜の操業を開始されるわけでございます。この地場の野菜がそのままカットされ店頭と並ぶということでございますから、地元としてはこのことによって間接的な雇用も生まれますし、農家経営の支えになることとあわせまして、議員仰せのこれまた6次元の1つではないかなという具合に考えているところでございます。こういったことをあわせまして、竜王町の農業にありましては、いろいろと難しい問題、これはもう否定することはできませんが、その中でもそういった悲観ばかりということでない、終わらない商工あわせでの付加価値をつける取り組み、これがこれから生まれてくるものと、そしてまたそういった方向に向かって、私も先んじて歩んでまいりたいと、こういう具合に考えているところでございます。以上、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 5番、山田議員。

○5番（山田義明） 今、町長さんの方から、目指すべき夢をいろいろと聞かせてもらいまして、わたしもちょっと目指すべき夢とは違うのですけれども、それはそれなりに竜王町のまちづくりにまた貢献してもらいたい。これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（寺島健一） 次に、3番、圖司重夫議員。

○3番（圖司重夫） 今回、2問の質問をいたしますので、よろしくお願いいたしま

す。

近い将来のための空き家対策について。私は、ここ2、3年前から漠然と不安を抱くようになりました。私の近辺を見ても、空き家がぼつぼつと増えてきているのです。

竜王町の将来人口は、平成32年度推計で1万2,337人、今後10年間で約1,000人減少するという予測があります。竜王町の現在の空き家にすべて人が住んだとしても、とても1,000人に満たないとは思いますが、集落の活性化・安全面等、今後、重要となり得るものだと考えます。

全国では、既に空き家対策を実施しているところがあります。島根県江津市では、不動産業者等との協働で推進する「定住促進のための空き家活用事業」、熊本県玉名市では、不動産業者が空き家（空き家となる予定も含む）に関する情報を登録し、空き家を探している人を中心に情報提供する「空き家バンク制度」、愛媛県鬼北町（人口1万2,000人）では、新規就農支援と組み合わせた「空き家バンク制度」等です。

そこで、次の点についてお伺いいたします。1. 現在、竜王町内に点在する空き家（所有権のある人が他市町に住んでおられる場合、住んでおられた方が死亡されている場合）の実態について、どの程度把握されているのか。また、空き家に対して、どのように考えているのか。

2. 将来的に空き家対策を、どのように進めていこうと考えているのか。以上について、よろしくお願いいたします。

**○議長（寺島健一）** 杼木政策推進課長。

**○政策推進課長（杼木栄司）** ただいまの圖司重夫議員さんからの「近い将来のための空き家対策について」のご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、第1点目の空き家の実態把握と空き家に対する考え方についてであります。議員の質問にもありますように、近年、特に町内各集落において空き家と思われる家屋が増えてきつつあることは、感じているところです。

昨年6月に役場都市計画部門において実施をいたしました職員を通じた空き家状況の聞き取り調査においては、町内に30戸を超える空き家と思われる家屋があることが分かりました。なお、その調査では、家屋所有者等への問い合わせはいたしておりませんので、将来に居住予定があるのか、第三者へ貸付が可能であるのかまでは、確認はとれていないのが現状です。あわせまして、現時点においても、ご質問にあるような方法での調査をいたしておらず、十分な実態把握に

は至っておりません。

しかしながら、現在、取り組んでおります「自治会の健康診断」のヒアリングにおきまして、地域における空き家の状況等も聞かせていただいているところでございます。集落によっては、既に数戸の空き家がある場合や家庭事情、また後継者のいない世帯等、将来には空き家となることが想定できる家屋もあるようで、防犯・防災面で大きな課題としてとらまえられていました。将来、若い世代のご家族がこれらの家屋にお住まいいただけることを期待したいわけですが、このことから、中長期的には、空き家の増加は否めず、地域の課題となることが予想されます。

続いて、空き家に対する考え方ではありますが、今後、少子高齢化がさらに進むことにより、人口の減少とともに人口構造の変化が予想されます。このような中、本定例会に追加上程いたしました第五次総合計画「基本構想」（案）では、今後10年間のまちづくりを「ひと」・「人口」に焦点を当てて、重点的かつ戦略的に取り組んでいくことを位置づけさせていただきました。土地利用の規制等により新たな宅地を整備することに時間を要する本町においては、定住人口を維持・増加させるためには、空き家は地域内の大変有効な未活用資源として考えており、今後、定住対策にどのように活用できるのかを見出していく必要があると考えています。

次に、第2点目の空き家対策の推進方策について、お答えいたします。空き家の活用にあたっては、貸主・借主をつなぎ合わせるシステムを構築するだけでなく、家屋の所有者や地域全体での理解、受け入れ体制も必要となってきます。

議員から紹介をいただきました、島根県江津市は、島根県の中央部のやや西寄りに位置する人口2万7,000人のまちであります。定住対策として空き家の紹介を積極的に実施されています。具体的には、店舗や事務所・アパート等の民間不動産情報とあわせ、市の有する空き家情報をひとつのホームページとして公開され、市のホームページからも直接リンクすることができるようになっていきます。また、問い合わせ先については、民間情報も含めて市の担当部署とされています。このことにより、貸す側・借りる側にとって安心感を与えることとなり、より物件取引の活性化が図られているのではないかと考えられます。

竜王町におきましても、国が進めています空き家再生等推進事業やインターネットによる情報提供サイトの活用などとあわせて、他の市町の取り組みも参考にしながら、特に交流人口の増加をチャンスとして、定住へ結びつくきっかけとし

て、農業体験・農家民泊等、住民・地域活動の拠点としての空き家の有効活用も含め、幅広い視点で検討していく必要があると考えています。

積極的な定住促進を図るうえでは、都市計画部門を中心に、空き家対策のみならず地区計画制度の活用など、土地利用や地域の思いを支援できる体制を整備しながら、まずは、ご質問の1点目にありましたように、各自治会等とも連携・協力し、現状・実態の把握に取り組んでまいりたいと考えています。以上、圖司議員さんのご質問に対する回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 3番、圖司議員。

**○3番（圖司重夫）** 平成20年に国の方で実施されました住宅土地統計調査というのがありまして、地方圏の空き家率は14.3%、実に7件のうち1件が空き家ということで、先ほど榎木課長が言われました、町内では現在約30戸というようなことで、かなり率としては低いということ、一部安心ではありますけれども、地方におきましては本当に限界集落、また過疎集落と言いますか、高齢者の方ばかりが住んでおられるということ、竜王町においても近い将来はそうなるのではないかなというふうに思っております。

先ほど、島根県の江津市ということも紹介していただきましたが、ちょっと側面からもう少し説明させてもらいますと、島根県は高齢化率が全国1位の29.1%、人口も鳥取県に次いで2番目に少ない状況で、江津市も例外ではなく、若者を中心に人口の流出に歯止めがかからず、空き家が目立ち始めていたということでございます。

行政には空き家という不動産を取り扱うノウハウがないところから、不動産事業者と連携、さらに移住・交流促進などの活動を独自に展開されてきたまちづくりNPO法人というのが既にありまして、このNPO法人が参画、また自治会などの住民組織等と緊密に連携を図られた結果、平成18年度から4年間で44件、91人の移住実績をあげておられます。江津市は、空き家が多くて困るという地域課題を、空き家が多いから地域資源として活用しようというように発想を転換され、事業化することに成功されました。

最後に書かれているのが、「地方自治体は、地域課題に根差したサービス、行政だけでなく地域や企業との役割分担を明確にしたサービスを創造し、提供していくこと。また、地域の課題に根差した施策を創造する力が求められる」とあります。

ということで、江津市では着々と空き家対策をされているわけでございますけ

れども、そこで再質問ですけれども、先ほど桴木課長が言われました、また第五次総合計画の基本構想の中でも、定住人口を増加するという事で述べられておりますけれども、この人を増やすというのは、私の実感としては大変な事業になるのと違うかなというふうに思っております。既存住宅団地の空き区画への誘導、また新規住宅団地、これは松陽台の新団地になろうかと思うのですけれども、それから空き家対策等、本当に大変な事業になるかなというふうに思います。また、長期的な事業になるかなというふうに思っております。

そういうところで、まだ計画段階だとは思いますが、今後10年間、平成23年度から32年度までの10年間に、分かっている範囲で結構ですので、人口増に対する年度計画というようなことがありましたら、お示しをいただきたいなと思います。

○議長（寺島健一） 桴木政策推進課長。

○政策推進課長（桴木栄司） 圖司議員の再質問にお答えをしておきたいと思っております。

議員再質問の中でもお話をされておりましたように、先ほど上程をいたしました第五次総合計画では、32年度の目標人口を1万4,000人と置いております。この中で、しっかりとした受け皿を含めて考えておる中で、まずステップ1の未活用資源の活用ということで、1,030人の予定をしております。その中の1つの対策といたしまして、空き家対策というものを位置づけをさせてもらっております。

空き家対策の位置づけの中では、27の従来の集落にまず2戸ぐらいのところをひとつ予定といたしまして、空き家の活用ができないかという中で、54戸、54戸×3人の人員増を目指しながら、160人という計算をしております。

具体的な今後の数値の年次的な目標はございませんが、こういったことを念頭に置きながら、空き家といえどもそのまま利用できる空き家、また撤去をして地域の防災等の安全に確保しながら利用できる空き家、さまざまな空き家があると聞いております。こういったことも十分調査をしながら、積極的に第五次総合計画の掲げております目標人口にしっかり住宅対策として進めていく必要がございますので、総合計画審議会委員さんからも、「掲げる目標についてしっかりと組織として組織体制を整備しながら推進を図っていくように」というような意見も付されております。まずは来年度、そういった調査を踏まえ、またそういった部門をしっかりと位置づけをしながら、総合的に進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（寺島健一） 3番、圖司議員。

○3番（圖司重夫） 最後の質問に移ります。

住民と行政のパイプ役、民生委員について。12月1日、民生委員が改選され、新たな3年の活動がスタートしました。

民生委員とは、「社会奉仕の精神をもって住民の立場で相談に応じ必要な援助をする。一人暮らしの高齢者の訪問・見守りや災害時の要援護者名簿を把握して災害に備えるなど、活動は多岐にわたる。知事、政令市や中核市の市長の推薦を受け、厚生労働大臣が委嘱する。任期は3年で、75歳未満は再任が可能。身分は非常勤の地方公務員（特別職）で、無給だが交通費などの実費は支払われる。児童委員を兼ねる」とあります。

竜王町では、民生委員・児童委員33名、主任児童委員2名、合計35名の方が活動されていますが、ある民生委員さんに聞くと2期、3期と継続してやってほしいのに1期でやめる人が少なくないとのこと。また、守秘義務を持つ民生委員に対して行政から必要な情報が提供されないため、大変苦勞しているとも聞きます。

そこで、次の点についてお伺いいたします。1. 民生委員の選出にあたり、どのような基準で選出されているのか。支障のない限り長く活動してもらいたいと思いますが、どのように指導・支援されているのか。

2. 民生委員の活動をサポートするためにも、必要な個人情報は提供すべきと考えますが、提供されない理由はなぜか。以上について、よろしくお伺いいたします。

○議長（寺島健一） 吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田淳子） 圖司重夫議員さんの「住民と行政のパイプ役、民生委員について」のご質問にお答えいたします。

このたびの平成22年12月1日の民生委員児童委員の一斉改選により、竜王町におきましても、厚生労働大臣より新たに33名の地区担当の民生委員児童委員さんと2名の主任児童委員さんが委嘱されたところでございます。

圖司議員さんのご質問の1点目であります「民生委員選出にあたり、どのような基準で選出されているのか」でございますが、推薦にあたっては、民生委員法において、各市町にその推薦母体となります「民生委員推薦会」を設置することになっております。竜王町では、推薦会委員として「議会の議員」「民生委員」「社会福祉事業の実施に関係のある者」などの7つの分野から、計14名を竜王

町長より委嘱しております。

今回の改選にあたり、推薦会において、民生委員児童委員の職務や活動の内容を踏まえ、住民の立場に立って相談や支援を行い地域の状況を把握し、実情に即した活動の展開がいただける、委員として真にふさわしい方の選任に努めていただきました。推薦会委員の皆様には、1名の欠員もなく、限られた期間においての選任に大変なご尽力を賜わったところでございます。

また、「長く活動してもらうのが望ましいのでは」というご質問ですが、議員仰せのとおり委員を継続していただくことにより、民生委員児童委員の役割はもとより、地域住民に対して、よりきめ細やかな対応ができるのではないかと思います。しかしながら、ご本人やご家庭の事情などによりまして、1期でご退任される委員さんもおられます。

また、2点目の「個人情報の提供について」でございますが、昨今の民生委員児童委員の果たす役割は、住民の立場に立った支援に加え、少子高齢社会を迎えたことにより地域における課題が増加しており、さらには、地域における住民の関係の希薄化や個人情報保護意識への高まりもあり、委員活動を行ううえで大変ご苦労いただいている状況でございます。

本町の民生委員児童委員への個人情報の提供といたしましては、「竜王町住民基本台帳の一部の写しの閲覧または住民票等の交付に関する取扱要綱」により対応させていただいております。あわせて、それぞれの委員皆様の地域での活動における課題や問題あるいは悩み等につきましては、福祉課に対して相談していただくことで、個々の事例の情報共有や連携を図っております。また、このことが1点目のご質問であります「委員の皆様の地域での活動の支援」につながるものであると考えております。

以上、圖司議員さんのご質問への回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 3番、圖司議員。

**○3番（圖司重夫）** 本文にはスペースの関係で書けなかったのですが、京都府、新聞の受け売りですけれども、京都府・滋賀県ではかなり深刻な欠員が出ているということで、今回の改選にあわせて滋賀県では定数を112人増やされて、滋賀県全域で3,189人の民生委員がおられるということですが、12市町で欠員が生じているということでございます。

その欠員の理由としては、担当区域内で最近よくあります孤独死があればどうするのかと、それから責任が重すぎるというようなことで、民生委員になりたく

ないというような方が多いということでございます。

竜王町でも、先ほど吉田課長が言われましたけれども、1期で辞める人が少ない。これはある民生委員さんにもお聞きしまして、1期で辞める人がおられるのだというようなことで、行政としては2期・3期とやってほしいのですけれども、1期で辞める人が少ないということですが、やはり責任の重さと言いますか、そういうところでしり込みをされるのではないかというふうに思います。

先ほども触れられましたけれども、今回の改選で、欠員はないということでございますけれども、1期で辞められた方は何人おられるのか、またその理由について詳細よろしく願いいたします。

**○議長（寺島健一）** 吉田福祉課長。

**○福祉課長（吉田淳子）** 圖司議員さんの再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

ご質問の中にありましたように、12月1日現在で欠員になっておられる方、まだ全国では未公表でございます。ただ、滋賀県におきましては96の方が、また東近江圏域ではお2の方が欠員という状況でございます。

民生委員になっていただくには、いろいろなご苦勞もあるということで、なかなか受けていただけないという現状の中で、竜王町におきましては、推薦会の委員さんのお力添えをいただきまして、無事に全員のご選任をいただいたことを、すごくありがたいと思っております。

今回退任をされました委員さんすべてで14人、竜王町ではおられます。民生委員児童委員で12人、主任児童委員さんでお2人でございまして、民生児童委員12人のうち1期でお辞めになった方は4人でございます。また、主任児童委員さんのうち、お2人のうち1人が1期でご退任でございます。

それぞれのご事情というふうに、詳しくというふうにご質問をいただきましたけれど、こちらの方ではご本人ならびにご家庭のご事情というふうに申し出をいただいておりますことと、あわせまして、民生委員児童委員さんにつきましては、続けたいので続けるというような、またそういうものでもございませんで、先ほどの回答にも申しましたように、真にふさわしい方の選任をというところでございます。再任する場合にも、少し言い方では難しいと思っておりますけれど、国の方からは、「長年務めているから等の理由で安易に選任することのないように」というところもございまして、その時、その時にやはり、期間だけではなく、その

時に一番ふさわしい活動をしていただけるということを視点に選任をいただいておりますので、その辺も含んで申し添えをさせていただいて、ご回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 3番、圖司議員。

○3番（圖司重夫） 先ほど述べました個人情報ということで、実はこれはある民生委員さんとしゃべっているうちに聞いた話なんですけども、松が丘の団地で今年に入って高齢者の方が不在というようなことで、心配された民生委員さんの方が行政の方に問い合わせされたけれども、的確な情報が提供されなかったということがありました。

それから民生委員児童委員さん、児童委員ということもありまして、民生委員さん何人かで餅つきを計画されたところ、行政の方へ子どもたちのお名前を求められたところ、それも教えてもらえなかったということで、その時はいったいどうしたらいいのか、知る方法がないのだろうかというようなことで、大変苦勞したということも言われております。

先ほども吉田課長が言われました。また、先ほどの一般質問で貴多議員さんが自治会というようなことで言われておりましたけれども、情報提供、これはある程度、氏名・住所等的確な提供はされるということになっておりますけれども、いざ民生委員さんからそういうことを聞きますと、「行政は何やろうな」というようなことを私たちは思ってしまうわけでございます。

民生委員さんは本当に行政とまた個人、個人情報と接する機会がもちろん多いわけですし、行政からの的確な情報が提供されない、またそれを本人宅へ行って知るわけにもいかないというようなことで、大変個人情報という点では苦勞されていると思うのですが、一部は公開されているというようなことがあるのですが、今後についてもっと、民生委員さんの情報提供ということで積極的なそういう姿勢を見せてもらえないかなというふうに思うわけです。その点についてお伺いいたします。

○議長（寺島健一） 吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田淳子） 圖司議員さんの再々質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

民生委員児童委員の方の活動に必要な個人情報とは何なのだろうなというふうに、私ども事務局としては思うところがありまして、委員それぞれの活動の中においては、それぞれ求めてこられることも違うのではないかなというふうに思

っております。

竜王町といたしましては、一辺倒の情報を提供するのではなく、委員さんのそれぞれの活動を通じて必要な情報を個々に提供し、また提供いただいて、共有する中で支援をつなげていきたいと思っております。この考え方につきましては、9月の定例会でお答えをさせていただいたところと同じでございます。

また、情報を持ったからといって、そのままストレートにご訪問をいただくわけにはいきません。身体障がい者の方がおられるとあって、それを持っていただくわけにはいきませんので、本来、民生委員さんの活動というのは、情報も大切ではありますが、見守り・声掛け・訪問によって、住民さんとの信頼関係を築いていただく中で情報を共有していただく、住民の方々との信頼関係のうえでやはり活動はなっていくというふうに考えております。

ただ、民生委員さんのそれぞれの活動への支援として情報を提供していくということは当然のことであると思っております。ただ、一辺倒の、バツとしたデータを出すというふうには考えておりませんが、活動の支援として情報の提供また共有をさせていただきたいと思っておりますので、以上、お答えいたします。

**○議長（寺島健一）** これをもって一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。これをもちまして本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

散会 午後6時30分